

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7390)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (寄附金) 54,624 (財産収入) 6,492	一般財源	
鳥取県被災者住宅 再建支援基金積立 事業	161,116	162,835	△1,719				100,000	
トータルコスト	161,910千円 (前年度 163,630千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	基金の積立業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県被災者住宅再建等支援条例(平成13年鳥取県条例第40号)に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することにより被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域の被災者に対して交付する支援金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積み立てる。</p> <p>・県拠出額 100,000千円 ※早期に積み戻すため、2億円/年のペースで拠出 ・市町村拠出額 54,624千円 ※各市町村の状況に応じ、2億円/年又は1億円/年のペースで拠出 ・基金運用利息 6,492千円 合計 161,116千円</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度までに積立額が条例で目途としている20億円に到達したことから、平成25年度以降は債券等基金運用による利息収入のみを積み立てていた。 鳥取県中部地震(平成28年10月)及び台風18号(平成29年9月)による住宅被害に対し、本支援制度を発動したことにより、基金を約9億円(見込)取り崩すことになった。 平成30年度から基金積立を再開した。(当面20億円まで積み戻し、それ以降改めて積立額について協議する) (参考)平成30年度末基金残高見込 約14.6億円 								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7412)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	(債務負担行為) 186,300		(債務負担行為) 186,300	(債務負担行為) 81,674	(債務負担行為) 99,000 (473,000)		(債務負担行為) 5,626	県負担額 495,736
	860,753	830,407	30,346	365,017	473,000		22,736	
トータルコスト	898,062千円 (前年度867,731千円) [正職員: 4.7人]							
主な業務内容	企画立案、交付金事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅(約1,600戸)のうち全面的な改善が適当と判断される住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデル(全面的改善)を実施する。</p> <p>また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善(断熱・省エネ改修等)又は個別の修繕を実施する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 建替等整備事業 779,269千円								
団地名	位置	構造・階数	戸数	備 考				
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	24	継続 (全面的改善(9期)工事)				
緑町第2	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	24	新規 (全面的改善(2期)工事)				
末恒第一	鳥取市美萩野	鉄筋コンクリート造4階建	16	新規 (エコ改善(2期)工事)				
渡	境港市渡町	鉄筋コンクリート造4階建	16	新規 (エコ改善(1期)工事)				
(2) 大規模改修事業 81,016千円								
<ul style="list-style-type: none"> ・集会所バリアフリー改修工事(鳥取市東浜団地 他1団地 計2棟) ・設備改修工事(米子市永江団地 他6団地 計39棟) ・擁壁築造工事(鳥取市面影団地 1カ所) 								
(3) その他(協議会負担金等) 468千円								
3 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域住宅計画に基づく整備・改修事業を計画的に実施している。 ・平成29年度に鳥取県公営住宅長寿命化計画(平成21年度策定)を改定し、県営住宅のライフサイクルコストの縮減と整備事業の平準化に取り組んでいる。 ・地域住宅計画Ⅲ期の5カ年計画(H28~32)においても、全面的改善及びエコ改善の一層のコスト縮減に取り組んでいる。 								

(注) 起債額の上段()書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の()書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住生活向上・安定化確保事業	10,887	14,802	△3,915	3,703		3,161	4,023	
トータルコスト	14,856千円 (前年度 18,525千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金交付、居住支援協議会課題の対応、調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
住宅セーフティネット制度により県へ登録した住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅)の事業者(所有者)に対して改修や家賃負担軽減等への支援を行う。また、鳥取県居住支援協議会が行うあんしん賃貸相談員による賃貸住宅の入居相談対応、県独自の家賃債務保証事業等の活動を支援し、地域の実情に応じた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。(新たな住宅セーフティネット制度推進事業、鳥取県居住支援協議会活動支援事業、住宅金融支援機構審査受託等事務費を統合)								
2 主な事業内容								
(1) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業								
①改修費支援(500千円)								
補助対象者	登録住宅の事業者(市町村への間接補助)							
補助対象経費	バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用等							
補助率	2/3(国1/3、県1/6、市町村1/6) (ただし国限度額: 1,000千円)							
②家賃及び家賃債務保証料の低廉化支援(600千円)								
補助対象者	家賃: 登録住宅の事業者(市町村への間接補助) 債務保証: 国へ登録している家賃債務保証業者(市町村への間接補助)							
家賃低廉化対象者	低所得者(同居扶養等控除後の月額所得15.8万円以下)							
補助対象経費	入居者の家賃及び家賃債務保証料の低廉化に要した経費							
補助率	10/10(国1/2、県1/4、市町村1/4) (ただし国限度額: 家賃20千円/月、債務保証30千円/年 ※240千円/年を上限に併用可能)							
(2) 居住支援協議会活動支援事業(8,230千円)								
鳥取県居住支援協議会の活動に係る経費の一部を支援する。								
事業主体	鳥取県居住支援協議会							
補助率	10/10(国45%、県27.5%、4市27.5%)							
補助対象経費	○協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費 ○あんしん賃貸支援事業相談員に係る人件費及び旅費等 ○会議、セミナー等の開催に係る経費 ○普及啓発及び広報に係る経費							
(3) 家賃債務保証事業(1,307千円)								
既存の家賃債務保証制度を利用できない方に対し、4市と連携し、本県独自の保証制度を実施する鳥取県居住支援協議会に対して支援する。なお、事務は鳥取県社会福祉協議会に委託する。								
想定対象世帯	・本事業を利用して自立した日常生活を送ることが期待できる者であって、県内の賃貸住宅に入居を希望する者。かつ、家賃等について継続的に支払いができるにもかかわらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な者。							
想定利用者数	年30名							
保証料	2年間で15,000円							
保証限度額	家賃滞納+原状復旧費用: 家賃5ヶ月分							
(4) 住宅金融支援機構審査受託事業(250千円)								
住宅金融支援機構の災害関連貸付に係る設計及び工事審査を受託する。								
3 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 住宅の登録を促進するため不動産業界へ周知を図っているが登録がない状況であり、平成30年度に登録手続きを簡素化し、登録手数料の無償化を行った。引き続き不動産業界へ周知を図るとともに登録の協力依頼を行う。 平成29年度は、あんしん賃貸相談員が226件の入居相談に対応し、121件で入居が決定した。 鳥取県家賃債務保証事業を創設し、平成30年8月より受付を開始した。 								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線：7408)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																								
とっとり住まいる支援事業	439,392	435,850	3,542	37,600			401,792																																								
トータルコスト	451,299千円 (前年度 447,768千円) [正職員：1.5人]																																														
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い																																														
工程表の政策目標(指標)	-																																														
事業内容の説明																																															
<p>1 事業の目的・概要 県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県内事業者を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 住宅の新築に対する支援 (最大(上限)100万円/戸、予算額251,355千円) 県内事業者により県産材を活用した木造一戸建住宅を新築する場合、最大100万円/戸を支援する。県産材の一層の利用促進を図るため、加算額の見直し等を行う。 (※太枠は前年度から見直した点) (単位：千円)</p>																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支援内容</th> <th>交付決定見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【見直し】 県産材活用支援</td> <td> 県産材の使用量に応じて次のとおり支援する。 <table border="1"> <tr> <td>10m³以上</td> <td>15m³以上</td> <td>20m³以上</td> <td>25m³以上</td> </tr> <tr> <td>定額25万円</td> <td>定額35万円</td> <td>定額45万円</td> <td>定額55万円</td> </tr> </table> ※30年度は10m³以上20m³未満の場合に定額35万円としていたが、15m³以上の区分を新たに設ける。 </td> <td>234,500</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>県産規格材活用支援</td> <td> 県産規格材使用量1m³につき1万円。 ただし、県産材の使用量に応じた最大額は次のとおり <table border="1"> <tr> <td>県産材使用量</td> <td>10m³以上</td> <td>20m³以上</td> <td>25m³以上</td> </tr> <tr> <td>最大額</td> <td>10万円</td> <td>13万円</td> <td>15万円</td> </tr> </table> </td> <td>70,700</td> </tr> <tr> <td>県産CLT材活用支援</td> <td>県産CLT材を1m³以上使用する場合、定額5万円/戸</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>伝統技術活用支援</td> <td>次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額20万円/戸(手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具)</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯等支援</td> <td>子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸</td> <td>53,000</td> </tr> <tr> <td>三世帯同居等支援</td> <td>子育て世帯等かつ新たに三世帯同居等する世帯に該当する場合、定額10万円/戸</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table>								区分	支援内容	交付決定見込額	【見直し】 県産材活用支援	県産材の使用量に応じて次のとおり支援する。 <table border="1"> <tr> <td>10m³以上</td> <td>15m³以上</td> <td>20m³以上</td> <td>25m³以上</td> </tr> <tr> <td>定額25万円</td> <td>定額35万円</td> <td>定額45万円</td> <td>定額55万円</td> </tr> </table> ※30年度は10m ³ 以上20m ³ 未満の場合に定額35万円としていたが、15m ³ 以上の区分を新たに設ける。	10m ³ 以上	15m ³ 以上	20m ³ 以上	25m ³ 以上	定額25万円	定額35万円	定額45万円	定額55万円	234,500	上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。			県産規格材活用支援	県産規格材使用量1m ³ につき1万円。 ただし、県産材の使用量に応じた最大額は次のとおり <table border="1"> <tr> <td>県産材使用量</td> <td>10m³以上</td> <td>20m³以上</td> <td>25m³以上</td> </tr> <tr> <td>最大額</td> <td>10万円</td> <td>13万円</td> <td>15万円</td> </tr> </table>	県産材使用量	10m ³ 以上	20m ³ 以上	25m ³ 以上	最大額	10万円	13万円	15万円	70,700	県産CLT材活用支援	県産CLT材を1m ³ 以上使用する場合、定額5万円/戸	500	伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額20万円/戸(手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具)	20,000	子育て世帯等支援	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸	53,000	三世帯同居等支援	子育て世帯等かつ新たに三世帯同居等する世帯に該当する場合、定額10万円/戸	8,000
区分	支援内容	交付決定見込額																																													
【見直し】 県産材活用支援	県産材の使用量に応じて次のとおり支援する。 <table border="1"> <tr> <td>10m³以上</td> <td>15m³以上</td> <td>20m³以上</td> <td>25m³以上</td> </tr> <tr> <td>定額25万円</td> <td>定額35万円</td> <td>定額45万円</td> <td>定額55万円</td> </tr> </table> ※30年度は10m ³ 以上20m ³ 未満の場合に定額35万円としていたが、15m ³ 以上の区分を新たに設ける。	10m ³ 以上	15m ³ 以上	20m ³ 以上	25m ³ 以上	定額25万円	定額35万円	定額45万円	定額55万円	234,500																																					
10m ³ 以上	15m ³ 以上	20m ³ 以上	25m ³ 以上																																												
定額25万円	定額35万円	定額45万円	定額55万円																																												
上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。																																															
県産規格材活用支援	県産規格材使用量1m ³ につき1万円。 ただし、県産材の使用量に応じた最大額は次のとおり <table border="1"> <tr> <td>県産材使用量</td> <td>10m³以上</td> <td>20m³以上</td> <td>25m³以上</td> </tr> <tr> <td>最大額</td> <td>10万円</td> <td>13万円</td> <td>15万円</td> </tr> </table>	県産材使用量	10m ³ 以上	20m ³ 以上	25m ³ 以上	最大額	10万円	13万円	15万円	70,700																																					
県産材使用量	10m ³ 以上	20m ³ 以上	25m ³ 以上																																												
最大額	10万円	13万円	15万円																																												
県産CLT材活用支援	県産CLT材を1m ³ 以上使用する場合、定額5万円/戸	500																																													
伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額20万円/戸(手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具)	20,000																																													
子育て世帯等支援	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸	53,000																																													
三世帯同居等支援	子育て世帯等かつ新たに三世帯同居等する世帯に該当する場合、定額10万円/戸	8,000																																													
31年度交付決定見込額：386,700千円、うち31年度中完了分(完成率見込：65%)：251,355千円																																															
<p>(2) 住宅の改修等に対する支援 (最大(上限)50万円/戸、予算額14,940千円) 県産材を活用して既存の住宅の改修等を行う場合、県産材の利用状況に応じた支援を行う。また伝統的な技術の活用等、一定の要件を満たすものに対しては上乗せの支援により、最大50万円/戸の支援を行う。(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支援内容</th> <th>交付決定見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産材活用支援</td> <td> 県産材を使用する場合、次の単価に応じて最大25万円/戸 ・構造材、下地材で0.3m³以上使用する場合、2万円/m³ ・内・外装の仕上げ材で1m²以上使用する場合、4千円/m² ・県産CLT材を使用する場合は、6千円/m² </td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>伝統技術活用支援</td> <td>次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じて最大15万円/戸(大工技能/左官技能/建具技能)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯等支援</td> <td>子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>三世帯同居等支援</td> <td>新たに三世帯同居等する子育て世帯等又は新たに子・孫世帯と同居する世帯に該当する場合、定額10万円/戸</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>								区分	支援内容	交付決定見込額	県産材活用支援	県産材を使用する場合、次の単価に応じて最大25万円/戸 ・構造材、下地材で0.3m ³ 以上使用する場合、2万円/m ³ ・内・外装の仕上げ材で1m ² 以上使用する場合、4千円/m ² ・県産CLT材を使用する場合は、6千円/m ²	9,600	上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。			伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じて最大15万円/戸(大工技能/左官技能/建具技能)	3,000	子育て世帯等支援	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸	3,000	三世帯同居等支援	新たに三世帯同居等する子育て世帯等又は新たに子・孫世帯と同居する世帯に該当する場合、定額10万円/戸	1,000																						
区分	支援内容	交付決定見込額																																													
県産材活用支援	県産材を使用する場合、次の単価に応じて最大25万円/戸 ・構造材、下地材で0.3m ³ 以上使用する場合、2万円/m ³ ・内・外装の仕上げ材で1m ² 以上使用する場合、4千円/m ² ・県産CLT材を使用する場合は、6千円/m ²	9,600																																													
上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。																																															
伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じて最大15万円/戸(大工技能/左官技能/建具技能)	3,000																																													
子育て世帯等支援	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸	3,000																																													
三世帯同居等支援	新たに三世帯同居等する子育て世帯等又は新たに子・孫世帯と同居する世帯に該当する場合、定額10万円/戸	1,000																																													
31年度交付決定見込額：16,600千円、うち31年度中完了分(完成率見込：90%)：14,940千円																																															
(3) 平成30年度交付決定済(平成31年度支払)分 (予算額：169,097千円)																																															
(4) 工務店等に対する支援(補助率：1/2(上限500千円/件)、予算額：4,000千円) 建設、設計、木材供給事業者等が2社以上連携し(うち1社以上はとっとり住まいる支援事業の設計又は施工実績が必要)、県産材を活用した木造住宅の良さ等を普及する場合、その活動への支援を行う。																																															
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 工務店等へのチラシ配布、新聞等各種媒体への掲載、住宅見学会等での情報提供により周知が進んだことや、使いやすい制度に見直した結果、申請数が年々伸びている。 (新築交付決定数(H27~H29は県産材10m³以上利用する件数)) H27：624件、H28：738件、H29：733件、H30(見込)：820件 他方、一戸あたりの県産材利用量が伸び悩みを見せており、更に県産材利用を促すため、平成31年度は県産材15m³以上使用による加算区分を新たに設ける。 (新築一戸あたりの県産材利用量) H27：14.0m³、H28：13.8m³、H29：13.2m³、H30：13.0m³ 																																															

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線: 7364)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとり匠の技」 活用法モデル助成事業	500	500	0	202			298	
トータルコスト	2,088千円 (前年度 2,089千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することにより、職人技の活用場を創出し、伝統技能の継承及び空き家・空き店舗など既存ストックの有効利用を促進する。

2 主な事業内容

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する。

○助成要件

【基本助成】県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士(大工・左官・建具)が行う10万円以上の改修工事であること。

【追加助成】基本助成要件を満たした上で、改修部分の床面積が7㎡以上の内部改修又は外部の改修を伝統技能のうち2種以上を活用して施工すること。

ただし、各要件に規定する面積の2倍以上の改修を行う場合は1種でも可。

○補助率: 基本助成: 1/2 (県1/2、所有者1/2)、上限50千円

追加助成: 1/2 (国1/2×45%、県1/2×55%、所有者1/2)、上限450千円

○補助対象項目及び補助単価

		補助対象項目	補助単価	
基本助成		県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士が行う10万円以上の改修工事	50千円/㎡	
追加助成	外部	大工技能(外壁・羽目板)	県産材を使用して見付け面積で10㎡以上見板張りとしたもの	.13千円/㎡
		左官技能(外壁・漆喰)	小舞等下地の上に湿式工法により10㎡以上仕上げるもの	13千円/㎡
		左官技能(塀)	湿式工法によりブロック塀等を見付け面積で10㎡以上仕上げるもの	12千円/㎡
	内部	大工技能(室内造作)	県産材を使用して内部造作を見付け面積で7㎡以上仕上げるもの	11千円/㎡
		左官技能(漆喰)	小舞等下地の上に湿式工法により7㎡以上仕上げるもの	13千円/㎡
		建具技能	県内に本拠地を置く建具業者が作成した木製建具を見付け面積で3㎡以上使用するもの	19千円/㎡

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成26年度、27年度にそれぞれ業界等の意見を参考に技能士要件の緩和や対象工事の拡大等の改正を行った。
- 左官工事等では工期が長期に渡り、年度内に工事完了出来ない場合があるため、平成31年度からは年度をまたいだ工事でも活用できるよう制度の見直しを行う。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考													
				国庫支出金	起債	その他	一般財源														
公的賃貸住宅供給促進事業	68,548	69,792	△1,244	34,274			34,274														
トータルコスト	70,929千円 (前年度 72,176千円) [正職員: 0.3人]																				
主な業務内容	補助金交付事務、認定事業者への管理等の指導																				
工程表の政策目標(指標)	-																				
<p>事業内容の説明</p> <p>県が認定した「高齢者向け優良賃貸住宅」又は「地域優良賃貸住宅」を管理している民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃低廉化に要する費用の一部を補助する。新規認定は終了しており、既に認定した住宅への支援を継続して行う。(高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業と鳥取県地域優良賃貸住宅供給促進事業を統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象戸数 <table border="0"> <tr> <td>高齢者向け優良賃貸住宅</td> <td>4団地</td> <td>計181戸</td> </tr> <tr> <td>地域優良賃貸住宅</td> <td>1団地</td> <td>計3戸</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5団地</td> <td>計184戸</td> </tr> </table> 補助対象期間 <table border="0"> <tr> <td>高齢者向け優良賃貸住宅</td> <td>管理開始日から最長20年間 (平成36年度まで)</td> </tr> <tr> <td>地域優良賃貸住宅</td> <td>管理開始日から最長10年間 (平成33年度まで)</td> </tr> </table> 									高齢者向け優良賃貸住宅	4団地	計181戸	地域優良賃貸住宅	1団地	計3戸	合計	5団地	計184戸	高齢者向け優良賃貸住宅	管理開始日から最長20年間 (平成36年度まで)	地域優良賃貸住宅	管理開始日から最長10年間 (平成33年度まで)
高齢者向け優良賃貸住宅	4団地	計181戸																			
地域優良賃貸住宅	1団地	計3戸																			
合計	5団地	計184戸																			
高齢者向け優良賃貸住宅	管理開始日から最長20年間 (平成36年度まで)																				
地域優良賃貸住宅	管理開始日から最長10年間 (平成33年度まで)																				

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線7364)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅新築資金等貸付助成事業	14,849	10,109	4,740	9,878			4,971	
トータルコスト	16,437千円 (前年度 11,698千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、国との調整、市町村指導、調査統計							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減し、事業の円滑な実施を促進するため、地方債償還に係る利子負担及び償還推進に要する事務的経費等に対して助成する。

2 主な事業内容

住宅新築資金等貸付金の償還が最大25年の長期に及ぶため、市町村の事務費負担軽減を図る。また、一定の要件を満たし、回収不能債権として認定された債権及びその利子に対して助成を行う。

(単位:千円)

区 分	予算額	内 容
償還推進助成事業費	14,818	・回収業務に要する費用の財政負担の軽減 (回収、督促に係る事務費、法的措置に係る弁護士費用、執行費用等) ・回収不能となった債権及びその利子の補填 【助成対象】:14市町(要件:償還未了、財政力指数0.8未満) 【負担割合】:国1/2、県1/4、市町村1/4
償還推進指導費	31	・市町村の回収率の向上を図るための研修会の開催
合 計	14,849	

※住宅新築資金等貸付事業

歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の改善を図るため、同地域において宅地取得、住宅新築又は住宅改修を行う者に対し、昭和41年以降、市町村が国の助成を受けて資金貸付を実施した事業。

(「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、貸付事業は平成13年(当県は平成8年)をもって終了し、現在は貸付金の償還業務のみが継続している。)

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7390)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅貸付助成事業	3,057	3,183	△126			(貸付金元利収入) 3,057		
トータルコスト	3,057千円 (前年度 3,183千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

過去に金融機関と協調融資した住宅建設資金について、平成31年度当初時点の融資残高に応じた額を金融機関に預託する。(個人住宅建設資金貸付事業と鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業を統合)

2 主な事業内容

(1) 個人住宅建設資金貸付事業 (451千円)

県民の持家建設促進等のため、県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行う。
(継続分のみ) 平成31年度予定残高: 2,626千円、貸付件数: 7件

融資対象	貸付利率	融資限度額	返済期間
公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	公庫基準金利 +0.5%	新築・購入: 400万円 改良: 200万円	新築・購入: 20年以内 改良: 10年以内

(2) 鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業 (2,606千円)

鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上乘せ融資を行う。

(継続分のみ) 平成31年度予定残高: 5,665千円、貸付件数: 8件

対象者	公庫等から住宅資金を借り受けた者であって住宅資金の不足する者
貸付限度額	・建設 400万円 (20年償還、据置なし) ・補修 200万円 (10年償還、据置なし)
貸付利率	2.1%

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県木造住宅生産者 団体活動支援事業	2,900	2,940	△40	1,305			1,595	
トータルコスト	3,694千円 (前年度 3,735千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、団体の活動に対する指導、育成							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域の風土に根ざした木造住宅に関する技能・伝統・文化を次世代に引き継ぐため、大手住宅メーカーに比べ商品力・営業力が脆弱な県内の木造住宅生産者団体等の活動を支援し、企画力の向上を図るとともに、県民に広く木造住宅の魅力を伝えることにより、県産材の需要拡大を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>木造住宅生産者団体等が行う木造住宅の普及及び県産材の需要拡大、伝統技術の普及継承、県民の住文化の向上等に資する取組に対して助成する。(補助率: 1/2)</p>								
(終了) 鳥取県被災者住宅再 建等総合支援事業	0	286,000	△286,000					
トータルコスト	0千円 (前年度 286,000千円)							
事業内容の説明								
事業終了。								
(終了) 鳥取県被災宅地擁壁 等復旧事業	0	16,000	△16,000					
トータルコスト	0千円 (前年度 16,000千円)							
事業内容の説明								
事業終了。								
(終了) 福祉型木造応急仮設 住宅開発事業	0	2,528	△2,528					
トータルコスト	0千円 (前年度 4,117千円)							
事業内容の説明								
事業終了。								
(終了) 住生活総合調査事業	0	5,268	△5,268					
トータルコスト	0千円 (前年度 6,063千円)							
事業内容の説明								
事業終了。								
(終了) 鳥取エコハウス推進 事業		851	△851					
トータルコスト	0千円 (前年度 1,646千円)							
事業内容の説明								
事業終了。								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7402)

3目 環境衛生連絡調整費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
上下水道広域化等基盤強化事業	960	466	494				960	
トータルコスト	2,548千円 (前年度 5,564千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	会議準備・市町村等との連絡調整、講演会等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>上下水道事業は、人口減少社会の影響による料金収入の減少、高度経済成長期に整備した施設・設備等の老朽化、技術職員の大幅減少に伴う人材確保など、解決すべき課題は多い。これらの課題に対処し、持続可能な経営を確保するためには、事業の広域化・共同化等により、経営基盤の強化を図っていく必要がある。</p> <p>平成31年度はトップセミナーを皮切りとして、上下水道の持続可能な経営に係る検討を加速化させる。また、これをきっかけとして、県の水道ビジョンや広域化・共同化計画等の作成につなげる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県内全市町村対象の全体会、流域別検討会及び個別ヒアリングを複層的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会 (2回) <p>市町村長、上下水道事業管理者等を対象にした、有識者による講演と先進自治体の事例の研修会を開催する。</p> ・流域別検討会 (3回) <p>県内3流域別に、個別事務(検針、維持管理、汚泥処理等)毎に、広域化・共同化の方向性について検討を行う。</p> ・市町村個別ヒアリング (2回) <p>各自自治体が個別に抱える事情や課題と解決策等の方向性を協議する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成30年度から県内3流域別に上水道及び下水道別の検討会を開催し、流域ごとの現況・課題・事業における工夫等の共有を図った。</p> <p>《上水道》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別事務別(水質検査、薬品等の購入、専門相談等)に、共同化等の可能性を検討した。 ・各市町村の経営に関する現況・課題や事業の改善点の情報交換・共有を図った。 <p>《下水道》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥処理に係る事務の共同化等を検討した。 ・広域化・共同化の前段となる自治体内における施設等の統廃合の計画を含む第3次鳥取県生活排水処理施設整備構想を平成30年度中に策定する。 								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7402）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水道水源監視指導等事務費	744	922	△178				744	
トータルコスト	6,301千円（前年度 6,484千円）[正職員：0.7人]							
主な業務内容	事業認可、水源等水道施設の監視指導、国庫補助事務（国との調整等）等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市町村が行う水道施設整備事業について市町村へ指導・助言等を行うとともに、水道事業についての衛生管理指導や水道法に基づいた事務を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 水道事業に係る衛生管理指導及び水道法に基づく事務（354千円） 市町村等が行う水道事業に係る許認可等手続に関する事務及び水道施設の衛生指導等を行う。</p> <p>(2) 水道水質検査方法の妥当性評価（390千円） 厚生労働省が示す「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、衛生環境研究所で実施する水質検査方法について妥当性評価を実施する。</p>								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7870)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
“ラムサール条約湿地” 中海の水質浄化対策とワイズユース推進事業	(債務負担行為) 2,000		(債務負担行為) 2,000				(債務負担行為) 2,000	
	12,253	10,787	1,466				12,253	
トータルコスト	28,129千円 (前年度 33,033千円) [正職員: 2.0人]							
主な業務内容	環境調査、実証試験、普及啓発 (イベント開催) 等							
工程表の政策目標 (指標)	三大湖沼の浄化と利活用の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である中海の豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」「自然再生」「ワイズユース (賢明利用)」の各種施策を実施する。(中海水質流動会議等運営事業を統合)

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業内容	予算額	内容
(1) 保全・再生施策		
中海水質予測計算業務 (島根県との連携事業)	5,858 (11,716)	・湖沼水質保全特別措置法第4条第1項の規定に基づき策定する「第7期中海に係る湖沼水質保全計画」に係る水質予測計算業務を実施する。
各種ワーキンググループ (島根県との連携事業)	1,800 (3,600)	・国土交通省、島根県及び鳥取県による中海環境モニタリング検討ワーキンググループにおいて、モニタリング手法やデータ評価・分析を行う。 ・中海・覆砂検討ワーキンググループでは、底質対策 (覆砂・窪地) に有効な対策等の調査、検討を行う。
中海の藻場生物調査	500	・中海の海藻の利活用に取り組む事業者に、海藻の採取場所や付着生物等の調査を委託することで、適正な採取量や付着生物の長期的変化を調査する。
ファインバブルを活用した水質浄化技術研究	1,300	・ファインバブルの技術について、客観的な評価及び中海での水質浄化技術としての応用の手法の確立を図ることによって、中海の環境保全等を推進するため、H32年度から2年計画で基礎研究を行う。(H33年度: 2,000千円)
加茂川水質調査	1,435	・中海に流入する汚濁負荷量を把握するため、加茂川等の水質調査を実施する。
中海湖沼環境モニター等	160	・県民モニターが五感 (見る・聞く・触れる・臭う・味わう) により湖沼の環境を採点・評価する調査等を行う。
中海水質汚濁防止対策協議会	200	・鳥取島根両県の県議会議員及び関係自治体で構成する「中海水質汚濁防止対策協議会」の運営、国への要望活動を実施する。(鳥取県が事務局)
計	11,253	
(2) ワイズユース (賢明利用) 推進施策		
中海利活用イベント (島根県との連携事業)	600 (1,200)	・中海の利活用 (ワイズユース) に着目したイベントを実施し、地域住民の中海への関心を高め、環境保全の意識醸成を図る。
こどもラムサール交流事業 (島根県との連携事業)	400 (800)	・中海で活動するこども達と他のラムサール湿地のこども達との交流事業を実施することで、中海の恵みを次世代へ継承する人材育成と人的ネットワークの強化を図る。
計	1,000	
合計	12,253 (20,911)	

※ () 内は島根県の負担額を含む全体事業費

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成元年度から水質保全計画を策定し、国、島根県及び沿岸市等と連携して水質改善等の各種施策を実施しており、汚濁負荷量は着実に減少し、水質を長期的に見ても改善傾向にある。
- ・今後、さらに湖内負荷の削減対策や汚濁原因の解明により、効果的な対策を講じる必要がある。
- ・ラムサール条約に係るワイズユースの事業は、島根県と連携し、取組を一層推進する必要がある。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7197)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業	15,438	17,199	△1,761			(基金繰入金) 660	14,778	
トータルコスト	32,902千円 (前年度 34,678千円) [正職員: 2.2人]							
主な業務内容	環境調査、普及啓発(イベント開催)等の各種業務							
工程表の政策目標(指標)	三大湖沼の浄化と利活用の推進							
事業内容の説明	【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】							
1. 事業の目的・概要	<p>県民の貴重な資源である県内湖沼のうち湖山池、東郷池などの豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」、「自然再生」、「ワイズユース(賢明利用)」を目的として、「湖山池将来ビジョン推進計画」等に基づき各種施策を実施する。</p>							
2. 主な事業内容	(単位: 千円)							
事業項目	予算額	内容						
湖山池	環境教育事業の委託	385	湖山池情報プラザに環境教育プログラム事業の実施を委託する。					
湖山池	魚斃死時の回収作業・作業員派遣	341	発生を予測できないコノシロ等の斃死に備え、土日等の祝日に観察パトロールを行うとともに、斃死発生時、迅速な回収を行うための委託作業員を派遣する。					
湖山池	湖山池水質テレメータシステムの維持管理	5,423	塩分濃度と溶存酸素濃度等の管理を適正に行うため、池内等の水質をリアルタイムで観測する。(固定式水質計2基、自動昇降式水質計5基の維持管理)					
湖山池	環境モニタリング委員会開催、汽水化事業中間評価	1,036 (1,554)	生態系等の専門家で構成する委員会の開催(年3回)、汽水化事業による影響の中間評価を行う。					
湖山池	生態系等の各種モニタリングの実施	3,561 (5,341)	水生植物及び鳥類の継続モニタリングを実施する。					
東郷池	愛らぶ東郷池イベント等の実施	600 (1,100)	東郷池に親しみ・愛着を抱いて頂くため、住民参画による「湖沼環境モニター」や「愛らぶ東郷池」の普及啓発事業を実施する。					
各湖沼共通	みんなで守る湖沼の自然環境保全補助金	660	自然環境の保全などの活動を実施する地域住民団体などを支援し、県民との協働による自然環境の保全や賢明な利用を推進する。(湖山池、東郷池及び中海周辺市町との連携事業)					
各湖沼共通	植物・動物プランクトン調査事業	3,432 (4,290)	湖山池、東郷池、多鯨ヶ池のプランクトン調査を実施する。(湖山池、東郷池は毎月。多鯨ヶ池は年4回。)					
	計	15,438 (19,094)						
<p>※()内の額は、湖山池に関する事業は「鳥取市」、東郷池に関する事業は「湯梨浜町」の負担額を含む全体事業費。</p>								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7197)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用事業	債務負担行為 2,038 7,406	6,555	債務負担行為 2,038 851				債務負担行為 2,038 7,406	
トータルコスト	37,570千円 (前年度 36,746千円) [正職員: 3.8人]							
主な業務内容	地下水保全条例に関する届出事務、地下水研究プロジェクト、地下水利用協議会に関する事務							
工程表の政策目標(指標)	「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」に基づき、地下水環境の保全と利活用を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」の趣旨を広く県民等へ周知するとともに、県、事業者及び県民の責務が果たされるよう関連事業を積極的に推進する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予 算 額	内 容
地下水研究プロジェクト	2,904	○地下水モニタリング等に関する助言、指導 ・水位観測データの評価・解析等を行う。 ○平成30年度から3年計画で西部地区の解析モデルの精度向上を図る (H32年度: 2,038千円)。
地下水利用協議会関係	4,277	○地下水のモニタリング等 ・県所有井戸、河川流量などのモニタリングを行う。 ・鳥取県持続可能な地下水利用協議会へ参画する。
普及啓発	225	○水循環基本法で規定されている「水の日(8月1日)」を記念した啓発事業を実施する。
合 計	7,406	

水質汚濁防止対策費	43,873	43,297	576				43,873	
トータルコスト	79,594千円 (前年度 79,050千円) [正職員: 4.5人]							
主な業務内容	河川、湖沼、海域及び地下水の水質調査、事業場排水調査							
工程表の政策目標(指標)	公共用水域、事業場排水等の継続的な監視・測定・指導等を実施し、水環境を保全する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内の河川、湖沼、海域、地下水の水質保全を図るため、水質測定等を実施する。

2 主な事業内容

(1) 水質測定計画に基づく水質測定

県内河川42地点(一級、二級、都市)、湖沼14地点(湖山池、東郷池、中海、ダム湖)、海域24地点(日本海沿岸、美保湾等)及び地下水30地点の採水分析を行い、水質の維持・保全及び汚濁の原因究明を図るとともに、県民の健康保護や生活環境保全の指標としてホームページ等で公開をする。

(2) 事業場立入検査

特定事業場への立入検査及び排出水の採水分析(70件)を行うとともに、分析結果に基づく指導を行い、水環境を保全する。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7206、7401)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
鉱山鉱害・土壌汚染防止事業	65,422	58,214	7,208	48,247		34	17,141	
トータルコスト	74,154千円 (前年度 70,927千円) [正職員: 1.1人]							
主な業務内容	国庫補助申請、国及び町との調整 (委託契約、支払を含む。)、現場との調整 酸性雨モニタリング、樹木衰退度調査							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

旧岩美鉱山及び旧太宝鉱山の廃止坑道等から流出する強酸性坑廃水の中和処理を行い、鉱害防止を図る。

また、有害物質により汚染された土壌等の所有者等に対し指導や助言を行う。

(旧岩美鉱山鉱害防止事業、旧太宝鉱山鉱害防止事業及び土壌汚染防止対策事業を統合)

2 主な事業内容

(1) 旧岩美鉱山鉱害防止事業

坑廃水処理施設及び殿物たい積場の管理を岩美町に委託する。(国: 3/4、県: 1/4)

項 目	金額(千円)	内 容
坑廃水処理施設管理委託費	63,829	坑廃水の消石灰による中和処理業務及び殿物たい積場の管理等を行う。(岩美町委託)
全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50	休廃止鉱山を有する関係道県で組織する全国金属鉱業振興対策協議会の運営費を負担する。
標準事務費	750	県事務費、土地借上料
計	64,629	

(2) 旧太宝鉱山鉱害防止事業

公益財団法人資源環境センター(全国の最終鉱業権者が拠出し設立した法人)が実施する旧太宝鉱山の坑廃水処理事業について、義務者の行為に起因しない汚染分(自然汚染、他者汚染)の処理費用の一部を補助する。

※ 総事業費の1%をセンターが負担(義務者の行為に起因する汚染分)し、99%に係る分(義務者の行為に起因しない汚染分)について、国と県がそれぞれで負担。(国: 3/4、県: 1/4)

事業費A (千円)	内 訳		
	事業者負担 A×1%	国負担 A×99%×3/4	県負担 A×99%×1/4
2,722	28	2,021	673

(3) 土壌汚染防止対策事業(120千円)

汚染土壌処理業の許可に係る事務手続等、土壌汚染対策法を適切に運用するための関係機関との連絡調整及び指導・助言を行う。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7402)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
合併処理浄化槽設置推進事業	13,377	7,400	5,977	38		339	13,000	
トータルコスト	14,965千円 (前年度 25,674千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	届出受理、指導・監督、連絡調整、交付金事務 周知説明、申請書の受付、審査、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を市町村と連携し推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

浄化槽の設置費用の一部を市町村に補助することにより、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、台帳整備及び浄化槽管理者への維持管理指導・普及啓発等を行う。
(合併処理浄化槽設置推進事業を統合)

2 主な事業内容

(1) 個人設置型浄化槽への補助 (13,000千円)

浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助する市町村(浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村に限る。)に対し、その費用の一部を補助する。

- ・補助対象経費 国が定める設置基準額の40%
- ・国庫補助率 補助対象経費(40%)の1/3 (=設置基準額の13.3%)
- ・県費補助内容 国基準額の13.3% + 市町村単独高上の1/2 (上限: 国基準額の10%)

(2) 市町村設置型浄化槽への補助 (377千円)

市町村が自ら浄化槽を設置する場合に、その費用の一部を補助する。

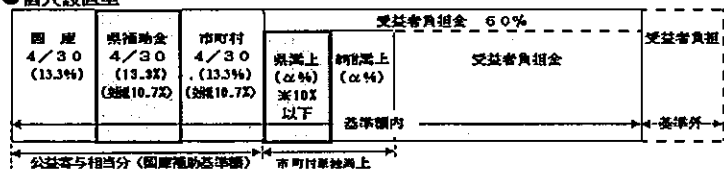
- ・前年度事業費の5% (上限: 事業年度に起債償還のための基金に積み立てた額)

種類	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30見込
個人設置型	9市町 52	9市町 36	9市町 40	7市町 40	6市町 55
市町村設置型	1市町 1	1市町 2	1市町 1	-	1市町 1

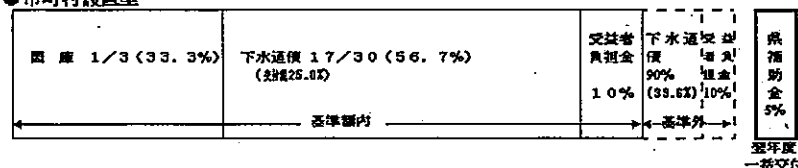
<合併浄化槽設置補助実績>

(単位: 基)

●個人設置型



●市町村設置型



水需給動態調査費	228	228	0	228				
トータルコスト	1,022千円 (前年度 1,023千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	水需給の調査、国(国土交通省)への報告							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明	県内の水道、工業用水及び農業用水ごとの濁水状況や河川の水供給可能量など、水需給の動態調査を実施する。(国土交通省委託事業)							

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

水環境保全課（内線：7402）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 生活基盤施設耐震化等事業(水道)	311,253	78,486	232,767	310,753			500	
トータルコスト	316,016千円（前年度 83,253千円）[正職員：0.6人]							
主な業務内容	交付金事務（国との調整、市町村との調整等）							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、水道施設の老朽管更新・耐震化等の整備を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 水道施設整備等事業（310,253千円）								
（単位：千円）								
		全体事業計画			平成31年度事業			
新規/継続区分	事業主体	事業概要	期間	総事業費	事業概要	事業費		
新規	鳥取市	重要給水施設配水管	H31～H37	990,000	重要給水施設配水管	35,000		
継続	鳥取市	統合簡易水道	H22～H31	386,115	統合簡易水道	50,000		
新規	鳥取市	基幹改良	H31～H33	200,250	基幹改良	14,600		
継続	米子市	老朽管更新	H30～H32	796,760	老朽管更新	111,600		
新規	倉吉市	水道管路緊急改善	H31～H35	975,000	水道管路緊急改善	65,000		
新規	岩美町	基幹構造物の耐震化	H31～H33	392,880	基幹構造物の耐震化	5,720		
継続	岩美町	老朽管更新	H27～H36	1,062,244	老朽管更新	28,333		
					本年度予算額計	310,253		(全額国庫補助)
※補助率：国1/4, 1/3、市町村3/4, 2/3（事業内容等により異なる）								
(2) 水道施設整備事業に係る市町村との連絡調整費（1,000千円）								
市町村等の水道事業者が実施する国庫補助・交付金事業に関して、生活基盤施設耐震化計画への調整・助言、国・市町村との連絡調整等を行う。（国庫補助、交付金：1/2）								
水環境保全課管理運営費	17,114	20,741	△3,627				17,114	
トータルコスト	18,702千円（前年度 22,330千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
水環境保全課の実施する事業及び地方機関との連絡調整に要する事務的経費及び、災害時協力井戸登録の運営に係る経費。 (災害時協力井戸登録制度運営費を統合。)								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

2目 土地改良費

水環境保全課 (内線: 7401)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
農林漁業集落排水事業推進基金造成事業	1,424	3,212	△1,788				1,424																												
トータルコスト	2,218千円 (前年度 4,007千円) [正職員: 0.1人]																																		
主な業務内容	申請書の受付・審査、補助金事務																																		
工程表の政策目標(指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を推進する。																																		
事業内容の説明																																			
<p>市町村が農林漁業集落排水事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた借入金の償還に要する経費を基金として造成した場合における基金積立額に対し補助金を交付することにより、当該事業の促進を図る。</p> <p>※新規の交付決定は、平成23年度で終了し、平成24年度以降は過年度交付決定分の交付のみ。</p>																																			
事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	39,440	28,000	11,440	39,440																															
トータルコスト	40,234千円 (前年度 28,795千円) [正職員: 0.1人]																																		
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言																																		
工程表の政策目標(指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を推進する。																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>経過年数の長期化を迎えている既存農業集落排水施設の機能診断を行うとともに、各施設の適時・適切な修繕・更新計画を検討した最適整備構想を策定する。(国: 10/10)</p> <p>実施市町村 2市 (機能診断調査: 11処理区、最適整備構想: 3構想)</p>																																			
<p>2 主な事業内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="2">項目</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>機能診断調査</th> <th>最適整備構想</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市</td> <td>鳥取</td> <td>22,000</td> <td>9,440</td> <td>11処理区 2構想</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>米子</td> <td>—</td> <td>8,000</td> <td>1構想</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>22,000</td> <td>17,440</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>39,440</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									事業主体	地区名	項目		備考	機能診断調査	最適整備構想	鳥取市	鳥取	22,000	9,440	11処理区 2構想	米子市	米子	—	8,000	1構想	計		22,000	17,440					39,440	
事業主体	地区名	項目		備考																															
		機能診断調査	最適整備構想																																
鳥取市	鳥取	22,000	9,440	11処理区 2構想																															
米子市	米子	—	8,000	1構想																															
計		22,000	17,440																																
			39,440																																

平成31年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

2目 土地改良費

水環境保全課 (内線: 7401)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 農業集落排水事業	224,499	187,111	37,388	217,455			7,044	
トータルコスト	227,774千円 (前年度190,329円) [正職員: 1.3人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							
工程表の政策目標 (指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

農業用排水の水質保全と農村の生活環境改善を図るため農業集落排水施設の整備・改築を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業名	事業箇所	地区名	全体計画 (上段: 国費、下段: 全体事業費)			H31年度事業費 (上段: 国費、下段: 全体事業費)		H32以降 残事業費
			事業概要	期間	事業費	事業概要	事業費	
【団体営】 農業集落 排水事業	鳥取市	東郷	処理施設改築: 1箇所	H29		処理施設改築: 1箇所		
			管路: L=5,420m	~	247,000	管路: L=450m	100,000	165,426
			ポンプ施設: 5箇所	H34	494,000		200,000	330,852
	若桜町	若桜	警報装置改築: 31箇所	H30		警報装置改築: 27箇所		
				~	33,000		27,400	
				H31	66,000		54,800	
	八頭町 (新)	安部 中央	処理施設改築: 1箇所	H31		測量試験費: 1式		
			管路: L=1,230m	~	40,000		7,000	33,000
		ポンプ施設: 1箇所	H33	80,000		14,000	66,000	
倉吉市	関金	処理施設改築: 1箇所	H30		処理施設改築: 1箇所			
		警報装置改築: 32箇所	~	24,165	警報装置改築: 32箇所	24,165	-	
			H31	48,330	測量試験費: 1式	48,330	-	
三朝町 (新)	穴鴨	処理施設改築: 1箇所	H31		処理施設: 1箇所			
		警報装置改築: 3箇所	~	19,100	測量試験費: 1式	16,250	2,850	
			H32	38,200		32,500	5,700	
大山町	上野 末吉	処理施設改築: 1箇所	H29		管路: L=973m			
		管路: L=973m	~	97,350	ポンプ施設: 2箇所	27,640	-	
		ポンプ施設: 2箇所	H31	194,700		55,280	-	
伯耆町 (新)	伯耆	処理施設改築: 1箇所	H31		管路: L=500m			
		管路: L=2,300m	~	75,000	測量試験費: 1式	15,000	60,000	
		ポンプ施設: 2箇所	H34	150,000		30,000	120,000	
		警報装置改築: 24箇所				217,455		
H31年度事業費合計							434,910	

※国1/2、市町村1/2

※人件費 (一般職員1名分) は全額県費 (7,044千円)

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

4目 下水道費

水環境保全課 (内線: 7401、7402)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
下水道事業促進費	3,095	3,041	54	2,873			222	
トータルコスト	12,621千円 (前年度 12,576千円) [正職員: 1.2人]							
主な業務内容	申請書の受付、審査、交付金事務、国との調整、会議出席							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>下水道事業に係る資材価格の調査等に要する経費及び市町村が行う下水道事業の連絡調整に要する経費。 (下水道事業等連絡調整費を統合)</p>								
公共下水道推進基金 造成事業	4,226	6,912	△2,686				4,226	
トータルコスト	5,020千円 (前年度 7,707千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	申請書の受付、審査、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を市町村と連携し推進する。							
事業内容の説明								
<p>市町村が公共下水道の整備に要する経費の財源に充てるため発行した地方債の償還に要する経費を基金として造成した場合における基金積立額に対し補助金を交付することにより、公共下水道整備の促進を図る。(補助金額: 前年度実績に3~7%を乗じて得た額を上限) ※新規の交付決定は、平成25年度で終了し、平成26年度以降、過年度交付決定分の交付のみ。</p>								
天神川流域下水道事業 特別会計繰出金	15,380	10,921	4,459				15,380	
トータルコスト	15,380千円 (前年度 10,921千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	繰出金の支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の建設事業に係る特別会計への繰出金。								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所地域振興局（電話0859-31-9372）

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	422	422	0				422	
トータルコスト	2,010千円（前年度 2,011千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託料・電気代の支払、関係団体との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
平成19年度に設置した県立大山駐車場の融雪装置の維持管理を行う。								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局 (0859-31-9325)

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源										
大山オオタカの森 保全事業	9,705	9,556	149	4,071		1,080	4,554										
トータルコスト	11,293千円 (前年度 11,145千円) [正職員：0.2人]																
主な業務内容	管理委託契約事務、管理委託監督業務、関係機関との調整、許認可事務																
工程表の政策目標(指標)	-																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例」に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、当該マツ林においてオオタカの営巣環境に適した環境整備及び松食い虫による被害拡大を抑制するための伐倒駆除を実施する。</p>																	
<p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営巣環境整備</td> <td>9,705</td> <td>マツ林の更新伐、下刈り、伐木の売却、松食い虫被害木の駆除</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,705</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									事業	予算額	内容	営巣環境整備	9,705	マツ林の更新伐、下刈り、伐木の売却、松食い虫被害木の駆除	計	9,705	
事業	予算額	内容															
営巣環境整備	9,705	マツ林の更新伐、下刈り、伐木の売却、松食い虫被害木の駆除															
計	9,705																

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局 (0859-31-9320)

4目 環境保全費〈地方機関計上予算〉

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山自然歴史館管理運営費	(債務負担行為) 1,112 30,278	30,000	(債務負担行為) 1,112 278				(債務負担行為) 1,112 30,278	
トータルコスト	33,453千円 (前年度 33,178千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託業務の執行管理、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県立大山自然歴史館の充実した施設運営を図るため、指定管理者による管理運営等を実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内容
指定管理料	30,278	指定管理者：一般社団法人大山観光局 代表理事 足立敏雄 指定期間：5年間(平成29年4月1日～平成34年3月31日) 当初指定管理料：150,000千円 変更指定管理料：151,389千円 ※平成31年10月1日からの消費税率の引き上げに伴う変更協定を行う。

(参考) 選定方法：公募

平成31年度当初予算に関する調

予算関係

生活環境部(単位:千円)

事業名	平成30年度 当初予算額 (A)	平成31年度 当初予算額 (B)	財源				B/A	備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源			
一般 公共 事業	501,921	580,752	550,708	<18,000>		8,044	県費負担 26,044		
水道 事業	78,486	311,253	310,753			500	県費負担 500	鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町	
農業 集落 排水 事業	187,111	224,499	217,455			7,044	県費負担 7,044		
県営 農業 集落 排水 事業	-	-							
団体 営 農業 集落 排水 事業	187,111	224,499	217,455			7,044	県費負担 7,044	鳥取市、若桜町、倉吉市、三朝町、大山町、八頭町、伯耆町	
公園 事業	236,324	45,000	22,500	<18,000>		500	県費負担 18,500	老朽公園施設更新(東郷湖羽合臨海公園)	
県 公共 事業	172,271	272,347		<110,500>		121,347	県費負担 231,847		
農業 集落 排水 事業	-	-							
県営 農業 集落 排水 事業	-	-							
団体 営 農業 集落 排水 事業	-	-							
公園 事業	172,271	272,347		<110,500>		121,347	県費負担 231,847	公園施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化(布勢総合運動公園) 布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園	
計 (一般公共+単独)	674,192	853,099	550,708	<128,500>		129,391	県費負担 257,891		
天神川流域下水道事業	537,380	876,030	506,000	<58,128>	(負担金)	13,780	県費負担 71,908	天神浄化センター	
生活環境部合計	1,211,572	1,729,129	1,056,708	<186,628>		143,171	県費負担 329,799		

(注)起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。
備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源または繰入金の金額を加算したものである。

平成31年度公共事業箇所別概要

生活環境部

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	平成31年度 事業費 (千円)	平成31年度 事業内容
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	鳥取市	31~37	247,500 (990,000)	重要給水施設配水管	35,000 (140,000)	重要給水施設配水管
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	鳥取市	22~31	96,529 (386,115)	統合簡易水道	50,000 (200,000)	統合簡易水道
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	鳥取市	31~33	66,750 (220,250)	基幹改良	14,600 (43,800)	基幹改良
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	米子市	30~32	265,587 (796,760)	老朽管更新	111,600 (334,800)	老朽管更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	倉吉市	31~35	325,000 (975,000)	水道管路緊急改善	65,000 (195,000)	水道管路緊急改善
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	岩美町	31~33	130,960 (392,880)	基幹構造物の耐震化	5,720 (17,160)	基幹構造物の耐震化
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	岩美町	27~36	354,075 (1,062,224)	老朽管更新	28,333 (84,999)	老朽管更新
団体営 農業集落排水事業	鳥取市 東郷	29~34	247,000 (494,000)	処理施設改築:1箇所 管路:L=5,420m ポンプ施設:5箇所	100,000 (200,000)	処理施設改築:1箇所 管路:L=450m
団体営 農業集落排水事業	若桜町 若桜	30~31	33,000 (66,000)	警報装置改築:31箇所	27,400 (54,800)	警報装置改築:27箇所
団体営 農業集落排水事業【新規】	八頭町 安部中央	31~33	40,000 (80,000)	処理施設改築:1箇所 管路:L=1,230m ポンプ施設:1箇所	7,000 (14,000)	測量試験費:1式
団体営 農業集落排水事業	倉吉市 関金	30~31	24,165 (48,330)	処理施設改築:1箇所 警報装置改築:32箇所	24,165 (48,330)	処理施設改築:1箇所 警報装置改築:32箇所 測量試験費:1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	三朝町 穴鴨	31~32	19,100 (38,200)	処理施設改築:1箇所 警報装置改築:3箇所	16,250 (32,500)	処理施設改築:1箇所 測量試験費:1式
団体営 農業集落排水事業	大山町 上野末吉	29~31	97,350 (194,700)	処理施設改築:1箇所 管路:L=973m ポンプ施設:2箇所	27,640 (55,280)	管路:L=973m ポンプ施設:2箇所
団体営 農業集落排水事業【新規】	伯耆町 伯耆	31~34	75,000 (150,000)	処理施設改築:1箇所 管路:L=2,300m ポンプ施設:2箇所 警報装置改築:24箇所	15,000 (30,000)	管路:L=500m 測量試験費:1式

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	平成31年度 事業費 (千円)	平成31年度 事業内容
単県 都市公園維持費【新規】	布勢総合運 動公園 (鳥取市)	31	52,330	施設修繕:2箇所	52,330	施設修繕:2箇所
単県 都市公園維持費【新規】	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	31	21,117	施設修繕:4箇所	21,117	施設修繕:4箇所
単県 都市公園維持費【新規】	燕趙園 (湯梨浜町)	31	12,800	施設修繕:1箇所	12,800	施設修繕:1箇所
単県 布勢総合運動公園機能向上 推進事業	布勢総合運 動公園 (鳥取市)	29~32	380,000	工事:6箇所	55,100	工事:2箇所 測量試験費:1式
県立都市公園移動円滑化推 進事業	布勢総合運 動公園 (鳥取市)	29~32	345,000	工事:7箇所	131,000	工事:3箇所 測量試験費:1式
公園施設長寿命化事業	布勢総合運 動公園 (鳥取市) ほか	30~34	154,000	老朽公園施設更新	45,000	公園施設更新:2箇所
県立都市公園LED化推進事 業【休止】	布勢総合運 動公園 (鳥取市) ほか	-	-	H31休止	-	H31休止
合計	20地区		2,987,263 (5,894,459)		845,055 (1,450,669)	上段 : 県予算 下段(): 市町村事業費

(注)国の認証等により変更になる場合がある。

平成31年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	2款 総務費								
		うち生活環境部						6項 防災費	
			2項 企画費						1目 防災総務費
			1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費				
1 報酬	574,732	7,668	5,454		954	4,500	2,214	2,214	
2 給料	3,134,772	15,288	15,288	15,288					
3 職員手当等	4,723,968	7,652	7,652	7,652					
4 共済費	1,154,431	6,307	5,950	5,236		714	357	357	
5 災害補償費	500								
6 恩給及び退職年金	10,020								
7 賃金	22,809								
8 報償費	231,375	248	248		248				
9 旅費	226,437	2,356	564		283	281	1,792	1,792	
費用弁償	23,972	341	341		169	172			
普通旅費	160,993	1,930	138		29	109	1,792	1,792	
特別旅費	41,472	85	85		85				
10 交際費	2,800								
11 需用費	585,614	3,542	226		71	155	3,316	3,316	
12 役務費	542,050	706	195		140	55	511	511	
13 委託料	5,015,273	11,017	125			125	10,892	10,892	
14 使用料及び賃借料	834,130	482	399		200	199	83	83	
15 工事請負費	3,318,118								
16 原材料費									
17 公有財産購入費	5,198								
18 備品購入費	167,033	37,010					37,010	37,010	
19 負担金、補助及び交付金	8,677,918	18,017	17,977		10,243	7,734	40	40	
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	33,723								
23 償還金、利子及び割引料	170,200								
24 投資及び出資金									
25 積立金	95,734								
26 寄附金									
27 公課費	206								
28 繰出金									
予備費									
計	29,527,041	110,293	54,078	28,176	12,139	13,763	56,215	56,215	
財 国庫支出金	2,369,785	56,209					56,209	56,209	
源 地 方 債	5,496,000								
内 そ の 他	2,016,457	338	332	120	200	12	6	6	
駅 一 般 財 源	19,644,799	53,746	53,746	28,056	11,939	13,751			

平成31年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費				
		うち生活環境部			
			1項 社会福祉費		
款項目			1目 社会福祉総務費	7目 消費者支援対策費	
1 報酬	349,150	5,201	5,201	306	4,895
2 給料	1,666,392	19,110	19,110		19,110
3 職員手当等	935,207	9,565	9,565		9,565
4 共済費	607,680	7,260	7,260		7,260
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 貸金	5,446				
8 報償費	55,152	1,986	1,986	90	1,896
9 旅費	50,132	3,216	3,216	455	2,761
費用弁償	5,697	607	607	57	550
普通旅費	24,439	1,754	1,754	254	1,500
特別旅費	19,996	855	855	144	711
10 交際費	100				
11 需用費	147,090	3,328	3,328	320	3,008
12 役務費	67,310	2,250	2,250	50	2,200
13 委託料	3,122,362	31,214	31,214		31,214
14 使用料及び賃借料	67,375	1,692	1,692	110	1,582
15 工事請負費	352,020				
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費	18,242				
19 負担金、補助及び交付金	33,089,963	35,927	35,927	15,802	20,125
20 扶助費	1,688,822				
21 貸付金	31,580	20	20		20
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金	147,690	2	2		2
26 寄附金	950				
27 公課費	98				
28 繰出金	3,339,275				
予備費					
計	45,742,036	120,771	120,771	17,133	103,638
財源					
内 国庫支出金	3,285,725	22,801	22,801	6,647	16,154
内 地方債	778,000				
内 その他	1,305,984	3,882	3,882		3,882
内 一般財源	40,372,327	94,088	94,088	10,486	83,602

平成31年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目	4款 衛生費								
	節		うち生活環境部						
			1項 公衆衛生費	3目 予防費	6目 衛生環境研究所費	2項 環境衛生費	1目 環境衛生総務費		
1 報酬	147,393	59,546	5,983	5,900	10	73	43,993	18,668	
2 給料	1,440,894	772,044	103,194	103,194			473,928	473,928	
3 職員手当等	825,444	392,456	52,391	52,391			242,067	242,067	
4 共済費	512,836	273,567	36,295	36,295			168,969	165,330	
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	1,475								
8 報償費	37,476	10,098	458		318	140	9,640		
9 旅費	53,673	25,867	4,820		1,044	3,776	21,047		
費用弁償	6,193	2,861	306		252	54	2,555		
普通旅費	28,376	16,394	3,904		340	3,564	12,490		
特別旅費	19,104	6,612	610		452	158	6,002		
10 交際費	100	100					100		
11 需用費	208,842	108,542	52,637		3,689	48,948	55,905		
12 役務費	55,400	27,969	5,469		1,000	4,469	22,500		
13 委託料	1,010,796	528,138	101,681		23,819	77,862	426,457		
14 使用料及び賃借料	70,012	49,241	5,972			5,972	43,269		
15 工事請負費	472,111	454,280	11,048			11,048	443,232		
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	14,111	12,728	7,379			7,379	5,349		
19 負担金、補助及び交付金	4,739,095	593,016	6,679		6,583	96	586,337		
20 扶助費	1,114,738								
21 貸付金	1,016,639	12,882					12,882		
22 補償、補填及び賠償金	11,628	11,628					11,628		
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	495,404	8,076					8,076		
26 寄附金	55,076	18,176					18,176		
27 公課費	25								
28 繰出金									
予備費									
計	12,283,168	3,358,354	394,006	197,780	36,463	159,763	2,593,555	899,993	
財源									
内 国庫支出金	2,115,737	713,045	3,196			3,196	709,849	8,314	
地方債	264,000	246,000	17,000			17,000	229,000		
その他	1,192,900	305,910	30,105	16,623	1,783	11,699	275,777	193,406	
内 一般財源	8,710,531	2,093,399	343,705	181,157	34,680	127,868	1,378,929	698,273	

平成31年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費				
		うち生活環境部				
		2項 環境衛生費		3項 保健所費		
	2目 食品衛生指導費	3目 環境衛生連絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費	
1	報酬	72	317	24,936	9,570	9,570
2	給料				194,922	194,922
3	職員手当等				97,998	97,998
4	共済費			3,639	68,303	68,303
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	貸金					
8	報償費	4,457	698	4,485		
9	旅費	2,928	820	17,299		
	費用弁償	28	27	2,500		
	普通旅費	2,204	433	9,853		
	特別旅費	696	360	4,946		
10	交際費			100		
11	需用費	20,951	863	34,091		
12	役務費	2,895	480	19,125		
13	委託料	8,932	974	416,551		
14	使用料及び賃借料	7,793	357	35,119		
15	工事請負費			443,232		
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	320		5,029		
19	負担金、補助及び交付金	20,314	18,395	547,628		
20	扶助費					
21	貸付金			12,882		
22	補償、補填及び賠償金			11,628		
23	償還金、利子及び割引料					
24	投資及び出資金					
25	積立金			8,076		
26	寄附金			18,176		
27	公課費					
28	繰出金					
	予備費					
	計	68,662	22,904	1,601,996	370,793	370,793
財	国庫支出金	6,856	8,094	686,585		
源	地方債			229,000		
内	その他	30,952	2,599	48,820	28	28
訳	一般財源	30,854	12,211	637,591	370,765	370,765

平成31年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	6款 農林水産業費									
	款項目	うち生活環境部								
			1項 農業費			3項 農地費		4項 林業費		
			6目 農作物対 策費	7目 肥料植物 防疫費		2目 土地改良 費		9目 狩猟費		
1	報酬	370,288	6,789					6,789	6,789	
2	給料	2,438,436	3,822			3,822	3,822			
3	職員手当等	1,231,077	1,913			1,913	1,913			
4	共済費	888,611	2,380			1,309	1,309	1,071	1,071	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	607								
8	報償費	36,220	702					702	702	
9	旅費	84,529	972	292	180	112		680	680	
	費用弁償	4,386	53					53	53	
	普通旅費	72,582	645	292	180	112		353	353	
	特別旅費	7,561	274					274	274	
10	交際費	100								
11	需用費	422,778	8,209	337	50	287		7,872	7,872	
12	役務費	111,207	798	178	130	48		620	620	
13	委託料	1,740,569	99,691					99,691	99,691	
14	使用料及び賃借料	117,612	2,025	193	140	53		1,832	1,832	
15	工事請負費	3,345,157								
16	原材料費	3,444								
17	公有財産購入費	500								
18	備品購入費	131,944								
19	負担金、補助及び交付金	9,493,600	261,920				258,319	258,319	3,601	
20	扶助費									
21	貸付金	511,343								
22	補償、補填及び賠償金	30,699								
23	償還金、利子及び割引料	663,392								
24	投資及び出資金	10								
25	積立金	633,301								
26	寄附金									
27	公課費	382								
28	繰出金	170,199								
	予備費									
	計	22,426,005	389,221	1,000	500	500	265,363	265,363	122,858	
財源内訳	国庫支出金	6,949,982	303,982	159		159	256,895	256,895	46,928	
	地方債	2,301,000								
	その他	2,904,721	4,927	126		126			4,801	
	一般財源	10,270,302	80,312	715	500	215	8,468	8,468	71,129	

平成31年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	7款 商工費							
	款項目	うち生活環境部					3項 観光費	
		2項 工鉱業費	1目 工鉱業総務費	4目 計量検定費	1項 観光費	1目 観光費		
1 報酬	72,257	9,802				9,802	9,802	
2 給料	382,200	11,466	11,466	11,466				
3 職員手当等	191,300	5,739	5,739	5,739				
4 共済費	168,243	5,493	3,927	3,927		1,566	1,566	
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸金								
8 報償費	379,127	629	60		60	569	569	
9 旅費	60,753	3,225	700		700	2,525	2,525	
費用弁償	10,474	390				390	390	
普通旅費	40,235	2,350	700		700	1,650	1,650	
特別旅費	10,044	485				485	485	
10 交際費	200							
11 需用費	47,833	6,100	800		800	5,300	5,300	
12 役務費	46,228	3,781	631		631	3,150	3,150	
13 委託料	693,487	21,701				21,701	21,701	
14 使用料及び賃借料	145,447	6,074	670		670	5,404	5,404	
15 工事請負費	9,915							
16 原材料費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	11,503	412				412	412	
19 負担金、補助及び交付金	10,189,570	53,978	16		16	53,962	53,962	
20 扶助費								
21 貸付金	432,183							
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料								
24 投資及び出資金								
25 積立金								
26 寄附金								
27 公課費								
28 繰出金	23,917							
予備費								
計	12,854,163	128,400	24,009	21,132	2,877	104,391	104,391	
財源								
内 国庫支出金	145,582							
地方債	117,000							
内 その他	473,434	3,084	2,877		2,877	207	207	
内 一般財源	12,118,147	125,316	21,132	21,132		104,184	104,184	

平成31年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費						
		うち生活環境部					
			1項 土木管理費			5項 都市計画費	
			1目 土木総務費	4目 建築指導費		1目 都市計画総 務費	
1 報酬	284,477	40,981	314		314	496	496
2 給料	2,006,550	240,786	19,110	19,110		11,466	7,644
3 職員手当等	1,005,393	120,524	9,565	9,565		5,739	3,826
4 共済費	730,637	87,033	6,545	6,545		4,011	2,618
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 貸金	521	521				521	
8 報償費	7,748	706	126		126	550	
9 旅費	31,537	6,125	468		468	1,759	112
費用弁償	2,472	624	191		191	112	112
普通旅費	27,089	4,987	4		4	1,407	
特別旅費	1,976	514	273		273	240	
10 交際費	100						
11 需用費	400,488	32,404	1,504		1,504	12,761	
12 役務費	128,448	13,715	75		75	2,454	
13 委託料	3,920,953	972,887	2,273		2,273	588,569	
14 使用料及び賃借料	198,480	35,286	1,642		1,642	21,812	
15 工事請負費	11,883,352	1,180,779				257,710	
16 原材料費	4,968						
17 公有財産購入費	375,967						
18 備品購入費	329,874	15,658	32		32	15,526	
19 負担金、補助及び交付金	5,958,226	831,614	139,444		139,444	51,596	
20 扶助費							
21 貸付金	3,057	3,057					
22 補償、補填及び賠償金	720,204	9,541					
23 償還金、利子及び割引料	4,000						
24 投資及び出資金	300,069	300,069					
25 積立金	161,116	161,116					
26 寄附金							
27 公課費	7,556						
28 繰出金	15,380	15,380				15,380	
予備費							
計	28,479,101	4,068,182	181,098	35,220	145,878	990,350	14,696
財源							
内 国庫支出金	6,590,639	493,805	4,530		4,530	28,928	3,555
地方債	10,942,000	946,000				173,000	
その他	1,599,555	808,621	4,106		4,106	21,603	496
一 般 財 源	9,346,907	1,819,756	172,462	35,220	137,242	766,819	10,645

平成31年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費					生活環境部 合計
	うち生活環境部					
	5項 都市計画費		6項 住宅費			
3目 公園費	4目 下水道費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費		
1 報酬			40,171	40,171		129,987
2 給料	3,822		210,210	210,210		1,062,516
3 職員手当等	1,913		105,220	105,220		537,849
4 共済費	1,393		76,477	76,477		382,040
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 貸金	521					521
8 報償費	550		30		30	14,369
9 旅費	1,066	581	3,898	3,847	51	41,761
費用弁償			321	321		4,876
普通旅費	826	581	3,576	3,526	50	28,060
特別旅費	240		1		1	8,825
10 交際費						100
11 需用費	12,021	740	18,139	18,089	50	162,125
12 役務費	1,391	1,063	11,186	11,156	30	49,219
13 委託料	588,347	222	382,045	331,265	50,780	1,664,648
14 使用料及び賃借料	21,323	489	11,832	11,812	20	94,800
15 工事請負費	257,710		923,069	140,335	782,734	1,635,059
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	15,526		100		100	65,808
19 負担金、補助及び交付金	47,370	4,226	640,574	85,932	554,642	1,794,472
20 扶助費						
21 貸付金			3,057		3,057	15,959
22 補償、補填及び賠償金			9,541	149	9,392	21,169
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金			300,069		300,069	300,069
25 積立金			161,116		161,116	169,194
26 寄附金						18,176
27 公課費						
28 繰出金		15,380				15,380
予備費						
計	952,953	22,701	2,896,734	1,034,663	1,862,071	8,175,221
財源						
内 国庫支出金	22,500	2,873	460,347	8,368	451,979	1,589,842
内 地方債	173,000		773,000		773,000	1,192,000
内 その他	21,107		782,912	715,578	67,334	1,126,762
内 一般財源	736,346	19,828	880,475	310,717	569,758	4,266,617

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
2項 企画費	
1目 企画総務費	
給 料・一般職員	4人
2目 計画調査費	
報 酬・景観審議会委員	15人
・景観形成巡視員	14人
・屋外広告物審議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・全国景観会議負担金	40
・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	10,203
3目 交通対策費	
報 酬・交通事故相談員	2人
・交通安全対策会議委員	7人
負担金、補助及び交付金・鳥取県交通対策協議会補助金	6,423
・中高生自転車乗車用ヘルメット購入補助金	1,311
6項 防災費	
1目 防災総務費	
報 酬・放射能分析員	1人
負担金、補助及び交付金・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金	40
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報 酬・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・地域安全フォーラム開催補助金	541
・性暴力被害者支援連携事業補助金	15,261
7目 消費者支援対策費	
給 料・一般職員	5人
報 酬・非常勤職員	1人
・不当取引専門指導員	1人
・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	11人
・消費生活審議会委員	13人
負担金、補助及び交付金・中部消費生活センター施設管理費負担金	114
・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,220
・消費者団体等活動支援補助金	200
・市町村消費者行政強化交付金	18,391
・日本エシカル推進協議会会費	200
貸 付 金・訴訟費用貸付金	20
積 立 金・消費者行政活性化基金積立金	2

項 目		金額(千円)等
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
給 料	・一般職員	27人
報 酬	・非常勤職員	3人
3目 予防費		
報 酬	・狂犬病評価人	2人
負担金、補助 及び交付金	・全国動物管理関係事業所協議会会費	25
	・動物愛護センター施設費補助金	333
	・鳥取県動物福祉推進事業補助金	1,653
	・鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金	2,476
	・地域猫対策モデル事業費補助金	2,096
6目 衛生環境研究所費		
報 酬	・衛生環境研究所外部評価委員	8人
負担金、補助 及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金	15
	・地方衛生研究所全国協議会負担金	38
	・全国環境研協議会負担金	35
	・衛生微生物技術協議会会費	8
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	124人
報 酬	・非常勤職員	10人
2目 食品衛生指導費		
報 酬	・ふぐ処理師試験委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・一般社団法人鳥取県食品衛生協会補助金	1,267
	・鳥取県HACCP適合施設認定取得支援補助金	19,000
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	16,188
	・生活衛生営業振興事業補助金	450
	・公衆浴場確保対策費市町村補助金	1,750
4目 環境保全費		
報 酬	・環境審議会委員	30人
	・環境影響評価審査会委員	13人
	・鳥取県水素・再エネ推進会議委員	10人
	・湖山池環境モニタリング委員会委員	9人
	・放射能調査専門家会議委員	4人
	・産業廃棄物適正処理推進指導員	2人
	・廃棄物審議会委員	7人
	・PCB含有機器調査員	2人
	・自然保護監視員	5人

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・子どもエコクラブ活動支援補助金	1,800
	・鳥取県環境推進企業協議会会費	10
	・グリーン購入ネットワーク会費	20
	・電源立地地域対策交付金	70,817
	・再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金	15,000
	・再生可能エネルギー発電事業支援補助金	13,000
	・自然エネルギー協議会負担金	50
	・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金	100
	・小規模発電設備等導入推進補助金	34,800
	・次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金	500
	・環境保全活動支援事業補助金	1,000
	・地域エネルギー社会推進事業補助金	2,800
	・水素エネルギーコンソーシアム負担金	4,500
	・とっとり環境推進県民運動補助金	100
	・星空保全型LED防犯灯普及補助金	11,000
	・星空保全地域屋外照明器具改修支援補助金	2,600
	・星空保全地域振興補助金	3,000
	・鳥取県クールシェア推進補助金	900
	・合併処理浄化槽設置費補助金	13,000
	・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
	・旧太宝鉱山鉱害防止事業費補助金	673
	・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	60
	・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	660
	・生活基盤施設耐震化等交付金	310,253
	・Let's4R実践活動推進補助金	503
	・不法投棄廃棄物処理事業補助金	1,300
	・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
	・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	41,288
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,000
	・生物多様性保全活動支援事業補助金	300
・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,870	
・一般財団法人全国山の日協議会負担金	30	
・鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会負担金	12,637	
貸付金	・鳥取県環境管理事業センター貸付金	12,882
積立金	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	8,076
寄附金	・鳥取大学大学院工学研究科寄附講座開設寄附金	18,176
3項 保健所費		
1目 保健所費		
給料	・一般職員	51人
報酬	・非常勤職員	5人

項 目		金額(千円)等
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2目 土地改良費		
給 料	・一般職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・農業集落排水事業費補助金 ・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金 ・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	217,455 1,424 39,440
4項 林業費		
9目 狩猟費		
報 酬	・ツキノワグマ追跡調査員 ・自然環境保全コンクール審査会 ・カワウ対策検討会委員	3人 6人 6人
負担金、補助 及び交付金	・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金 ・近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金 ・銃猟者育成支援補助金 ・若手猟師参入促進補助金	1,000 1,000 733 868
7款 商工費		
2項 工鉱業費		
1目 工鉱業総務費		
給 料	・一般職員	3人
4目 計量検定費		
負担金、補助 及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
3項 観光費		
1目 観光費		
報 酬	・非常勤専門員 ・立体映像上映看視員 ・鳥取県政ジオバイザリースタッフ ・外国人観光客誘致事業推進員	2人 2人 1人 1人
負担金、補助 及び交付金	・山陰海岸ジオウオーク補助金 ・鳥取砂丘検定実行委員会負担金 ・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金 ・山陰海岸ジオパーク魅力活用補助金 ・山陰海岸ジオパークトレイル協議会運営負担金 ・山陰海岸ジオパークキッズ体験学習負担金 ・山陰海岸ジオパークパークアンドライド実証事業補助金 ・鳥取砂丘新発見伝事業負担金 ・鳥取県ミュージアムネットワーク負担金	1,500 250 4,908 22,940 10,435 4,876 2,151 6,900 2

項 目		金額(千円)等
8款 土木費		
1項 土木管理費		
1目 土木総務費		
給 料	・一般職員	5人
4目 建築指導費		
報 酬	・建築審査会委員	5人
	・建築士審査会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	・全国建築審査会協議会負担金	48
	・日本建築行政会議負担金	450
	・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	45
	・伝統建築技能者団体支援事業補助金	3,000
	・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	95,858
	・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	4,000
	・バリアフリー環境整備促進事業補助金	500
	・福祉のまちづくり推進事業補助金	10,000
	・空き家対策支援事業補助金	2,000
	・鳥取県老朽危険空き家等除却支援事業補助金	6,000
	・都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金	22
	・空き家利活用推進補助金	2,900
	・アスベスト撤去支援事業補助金	14,621
5項 都市計画費		
1目 都市計画総務費		
給 料	・一般職員	2人
報 酬	・開発審査会委員	7人
3目 公園費		
給 料	・一般職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・一般社団法人日本公園緑地協会会費	100
	・中国「道の駅」連絡会会費	40
	・全国「道の駅」連絡会会費	20
	・花と緑のフェア実行委員会負担金	1,350
	・地域緑化活動育成支援補助金	4,000
	・グリーンウェイブアクション補助金	150
	・花と緑のまちづくり支援事業補助金	600
	・沿道緑化支援事業補助金	3,000
	・みどりの愛護のつどい開催記念イベント実施補助金	1,500
	・第30回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会負担金	36,610
4目 下水道費		
負担金、補助 及び交付金	・公共下水道推進基金造成事業補助金	4,226

項 目		金額(千円)等
6項 住宅費		
1目 住宅管理費		
給 料	・一般職員	55人
報 酬	・非常勤職員	5人
	・県営住宅家賃納付指導員	6人
	・県営住宅管理人	231人
	・債権回収専門員	1人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県とつとりの美しい街なみづくり事業補助金	3,200
	・住宅市街地整備推進協議会負担金	20
	・下水道・集落排水受益者負担金	1,223
	・国有資産等所在市町村交付金	80,568
	・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	921
2目 住宅建設費		
負担金、補助 及び交付金	・とっとり住まいる支援事業補助金	435,392
	・企業間連携活動支援事業補助金	4,000
	・地域優良賃貸住宅供給促進事業補助金	1,404
	・日本住宅協会負担金	18
	・ケーブルテレビ加入負担金	2,821
	・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	350
	・水道負担金	4,658
	・共同施設撤去負担金	10,000
	・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金	8,230
	・木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	2,900
	・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金	67,144
	・住宅新築資金等貸付助成補助金	14,818
	・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業補助金	1,100
	・公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	1,307
	・「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業補助金	500
貸 付 金	・個人住宅建設資金貸付金	451
	・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付金	2,606
投 資 及 び 出 資 金	・被災者生活再建支援基金出捐金	300,069
積 立 金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	161,116

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分以外)

事 項	限度額 千円	前年度未までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成31年度 地球温暖化防止活動推進セン タ一運営業務委託	16,178				16,178				16,178
平成31年度 地域エネルギー社会構想・計画策 定及び実現支援事業補助	補助金総額2,000千円を 限度として、平成31年度 に交付決定した額から平 成31年度に交付した額 を差し引いた額				限度額に同じ				限度額に同じ
平成31年度 再生可能エネルギー利用可能性 調査事業補助	補助金総額9,000千円を 限度として、平成31年度 に交付決定した額から平 成31年度に交付した額 を差し引いた額				限度額に同じ				限度額に同じ
平成31年度 再生可能エネルギー発電設備導 入事業補助	補助金総額10,000千円 を限度として、平成31年 度に交付決定した額から 平成31年度に交付した 額を差し引いた額				限度額に同じ				限度額に同じ
平成31年度 家庭用小規模発電設備等導入事 業補助	補助金総額34,800千円 を限度として、平成31年 度に交付決定した額から 平成31年度に交付した 額を差し引いた額				限度額に同じ				限度額に同じ
平成31年度 ISO17025全項目検査業務委託	委託料総額1,091千円を 限度として、平成31年度 に契約した額から平成31 年度に支出した額を差し 引いた額				限度額に同じ				限度額に同じ

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分以外)

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳						
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
								地 方 債 千円	そ の 他 千円	そ の 他 千円		
平成31年度 米子駅前だんだん広場植栽管理 業務委託	880			平成32年度から 平成33年度まで	880							880
平成31年度 全国都市緑化ひろしまフェア出展 業務委託	1,000			平成32年度	1,000							1,000
平成31年度 山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク デジタルサイン運用保守業務 委託	1,696			平成32年度から 平成35年度まで	1,696							1,696
平成31年度 ガスタロマトグラフアンデム型質量 分析計賃借料	47,646			平成32年度から 平成40年度まで	47,646						7,110	40,536
平成31年度 震災に強いまちづくり促進事業補 助	補助金総額19,464千円 を限度として、平成31年 度に交付決定した額か ら平成31年度に交付し た額を差し引いた額			平成32年度	限度額に同じ							限度額に同じ
平成31年度 公営住宅管理委託	784,000			平成32年度から 平成35年度まで	784,000						784,000	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分以外)

事 項	限度額 千円	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成31年度 住宅確保要配慮者専用住宅改修 費用補助	500			平成32年度	500					500
平成31年度 「とっとり匠の技」活用リモデル事 業補助	補助金総額500千円を限 度として、平成31年度に 交付決定した額から平 成31年度に交付した額 を差し引いた額			平成32年度	限度額に同じ					限度額に同じ
平成31年度 公営住宅整備事業費	186,300			平成32年度	186,300	81,674	99,000			5,626
平成31年度 とっとり住まいる支援事業補助	補助金総額403,300千円 を限度として、平成31年 度に交付決定した額か ら平成31年度に交付し た額を差し引いた額			平成32年度	限度額に同じ					限度額に同じ
平成31年度 フラインパブルを活用した中海の 水質浄化研究委託	2,000			平成32年度	2,000					2,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分)

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	地方債 千円	特 定 財 源 千円	一 般 財 源 千円
平成31年度 EV-PHV・FCV公用車導入事業費	130			平成32年度から 平成33年度まで	130				130
平成31年度 産業廃棄物実態調査業務委託	29			平成32年度	29				29
平成31年度 布勢総合運動公園陸上競技場写 真判定装置賃貸借料	106			平成32年度から 平成33年度まで	106				106
平成31年度 地下水流動解析業務委託	38			平成32年度	38				38
平成31年度 消費生活相談事業委託	1,056			平成32年度から 平成33年度まで	1,056				1,056
平成31年度 県営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	2			平成32年度	2				2

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分)

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	特 定 財 源	一般財源
平成31年度 県営住宅エレベーター点検業務委託	999			平成32年度	999				999
平成31年度 県営住宅管理システム改修等業務委託	18			平成32年度	18				18
平成31年度 鳥取県立大山自然歴史館指定管理料	1,112			平成32年度から 平成33年度まで	1,112				1,112

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成26年度 鳥取大学大学院工学研究所寄附 講座開設事業費	84,700	平成27年度から 平成30年度まで	52,800	平成31年度から 平成32年度まで	31,900				31,900
平成27年度 EVカーシェアリング事業費	14,208	平成28年度から 平成30年度まで	9,659	平成31年度から 平成32年度まで	4,549				4,549
平成27年度 EV・PHV公用車導入事業費	25,207	平成28年度から 平成30年度まで	17,254	平成31年度から 平成32年度まで	7,953				7,953
平成28年度 EV・FCV公用車導入事業費	-13,193	平成29年度から 平成30年度まで	5,243	平成31年度から 平成33年度まで	7,950				7,950
平成30年度 大気測定局日常管理業務委託	7,292			平成31年度から 平成32年度まで	7,292				7,292
平成29年度 リアルタイム濁度測定装置賃借料	1,040	平成30年度	260	平成31年度から 平成33年度まで					
平成28年度 産業廃棄物実態調査業務委託	6,264	平成29年度から 平成30年度まで	3,030	平成31年度から 平成32年度まで	3,234				3,234
平成29年度 布勢総合運動公園陸上競技場写 真判定装置賃借料	11,332	平成30年度	2,826	平成31年度から 平成33年度まで	8,506				8,506

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度未までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成30年度 鳥取県立水ノ山自然ふれあい館 指定管理料	261,319			平成31年度から 平成35年度まで	261,319					261,319
平成30年度 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園指 定管理料	630,781			平成31年度から 平成35年度まで	630,781					630,781
平成30年度 燕趙園指定管理料	486,180			平成31年度から 平成35年度まで	486,180					486,180
平成30年度 鳥取県立布勢総合運動公園指定 管理料	1,437,312			平成31年度から 平成35年度まで	1,437,312					1,437,312
平成30年度 米子駅前だんだん広場清掃業務 委託	1,966			平成31年度から 平成32年度まで	1,966					1,966
平成29年度 山陰海岸ジオパーク映像資料投 影機器賃借料	8,407		1,802	平成30年度	6,605					6,605
※「山陰海岸学習館」は、平成28年度に「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」に名称変更を行った。										
平成28年度 消費生活相談事業委託	142,020	平成29年度から 平成30年度まで	56,589	平成31年度から 平成33年度まで	85,428					85,428

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			其 他 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	一般財源 千円	
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	140,008	平成17年度から 平成30年度まで	75,483	平成31年度から 平成36年度まで	64,525				64,525
平成27年度 県営住宅管理システム改修等業 務委託	12,740	平成28年度から 平成30年度まで	2,603	平成31年度から 平成32年度まで	10,137				10,137
平成29年度 県営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	15,407	平成30年度	6,638	平成31年度から 平成32年度まで	8,769			15,277	130
平成30年度 県営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	2,974			平成31年度から 平成32年度まで	2,974			2,974	
平成30年度 県営住宅工レベータ点検業務委 託	59,156			平成31年度から 平成32年度まで	59,156			59,156	
平成23年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	592	平成24年度から 平成30年度まで	455	平成31年度から 平成32年度まで	137				137
平成23年度 公共下水道推進基金造成補助	20,781	平成24年度から 平成30年度まで	16,163	平成31年度から 平成32年度まで	4,618				4,618

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成24年度 公共下水道推進基金造成補助	11,160	平成25年度から 平成30年度まで	7,440	平成31年度から 平成33年度まで	3,720				3,720
平成25年度 公共下水道推進基金造成補助	9,369	平成26年度から 平成30年度まで	5,205	平成31年度から 平成34年度まで	4,164				4,164
平成30年度 地下水流動解析業務委託	4,000			平成31年度から 平成32年度まで	4,000				4,000
平成28年度 鳥取県立大山自然歴史館指定管 理料	150,000	平成29年度から 平成30年度まで	60,000	平成31年度から 平成33年度まで	90,000				90,000

平成31年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 分担金及び負担金			766,069	703,416	62,653			
	1 負担金		766,069	703,416	62,653			
		1 天神川流域下水道事業費負担金	766,069	703,416	62,653	1 天神川流域下水道建設事業費負担金	184,750	
						2 天神川流域下水道管理事業費負担金	581,319	
2 使用料及び手数料			2,835	2,835	0			
	1 使用料		2,835	2,835	0			
		1 行政財産使用料	2,835	2,835	0	1 行政財産使用料	2,835	
3 国庫支出金			506,000	334,900	171,100			
	1 国庫補助金		506,000	334,900	171,100			
		1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	506,000	334,900	171,100	1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	506,000	
4 繰入金			15,380	10,921	4,459			
	1 一般会計繰入金		15,380	10,921	4,459			
		1 一般会計から繰入	15,380	10,921	4,459	1 一般会計から繰入	15,380	
5 繰越金			125,871	155,805	△29,934			
	1 繰越金		125,871	155,805	△29,934			
		1 繰越金	125,871	155,805	△29,934	1 前年度繰越金	125,871	
6 雑収入			153	152	1			
	1 雑入		153	152	1			
		1 雑入	153	152	1	1 雑入	153	
7 県債			204,000	112,000	92,000			
	1 県債		204,000	112,000	92,000			
		1 天神川流域下水道事業債	204,000	112,000	92,000	1 天神川流域下水道事業債	173,000	建設事業費充当
						1 天神川流域下水道事業債	31,000	管理運営費充当
歳入合計			1,620,308	1,320,029	300,279			

平成31年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水環境保全課 (内線: 7402)

1 目 建設事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
流域下水道事業費	(債務負担行為) 347,000		(債務負担行為) 347,000	(債務負担行為) 222,166	(債務負担行為) 51,000 <58,128>	(債務負担行為) 62,417 (負担金)	(債務負担行為) 11,417	県負担額 71,908
	876,030	537,380	338,650	506,000	173,000	183,250	13,780	
トータルコスト	887,143千円 (前年度 548,503千円) [正職員: 1.4人]							
主な業務内容	補助金交付申請、工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を市町村と連携し推進する。							

事業内容の説明

天神川流域下水道の処理場施設について、改築及び幹線管渠の工事等を年次改築計画に基づき実施する。

(単位: 千円)

事業名		事業費	財源内訳					
			国費	起債	負担金	繰入金		
処理場	汚泥脱水設備 改築工事 (2台目)	機械設備工事	181,500	121,000	30,000	30,250	250	
		電気設備工事	75,000	50,000	12,500	12,500	0	
		工事監理業務委託	8,000	4,000	2,000	2,000	0	
	受変電設備 改築工事	電気設備工事	162,000	108,000	27,000	27,000	0	
		工事監理業務委託	6,000	3,000	1,500	1,500	0	
		432,500	286,000	73,000	73,250	250		
管渠	幹線管きよ防食工事		390,000	195,000	97,000	97,500	500	
			390,000	195,000	97,000	97,500	500	
ストックマネジメント計画策定業務委託		50,000	25,000			12,500	12,500	
合 計		872,500	506,000	170,000	183,250	13,250		
		(内訳) 委託	64,000	32,000	3,500	16,000	12,500	
		工事	808,500	474,000	166,500	167,250	750	
事務費		3,530	0	3,000	0	530		
全体合計		876,030	506,000	173,000	183,250	13,780		

単県流域下水道事業費	3,100	15,100	△12,000			(負担金) 1,500	1,600	
トータルコスト	7,069千円 (前年度 19,073千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

天神川流域下水道の幹線管渠の維持補修等を行う。

(注) 起債額の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。
備考欄の県負担額は起債欄の<>書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成31年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水環境保全課 (内線: 7402)

1 目 管理運営費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源				備考
				国庫支出金	起債	内 訳	繰入金	
管理運営費	(債務負担行為) 2,828 70,212	57,505	(債務負担行為) 2,828 12,707		<15,190> 31,000	その他 (債務負担行為) (繰越金) 2,828 (使用料) 2,835 (繰越金) 36,224 (雑入) 153	県負担額 15,190	
トータルコスト	70,412千円 (前年度 43,362千円)			[正職員: 1.8人]				
主な業務内容	工事等発注、関係先協議調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明	1 修繕工事、備品購入等、管理運営に要する経費及び一般職員2名分の人件費である。 2 平成32年度からの公営企業会計への移行に向け取り組んでおり、移行に向け必要な調書等の作成を業務委託する。							
	項目		金額(千円)					
	流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務		24,978					
	公営企業会計移行に係る支援業務		31,146					
	職員人件費(2名分)		14,088					

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。
備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水環境保全課 (内線: 7400)

2 目 業務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源				備考
				国庫支出金	起債	内 訳	繰入金	
業務費	496,414	604,339	△107,925			その他 (負担金) 476,000 (繰越金) 20,414		
トータルコスト	498,002千円 (前年度 605,928千円)			[正職員: 0.2人]				
主な業務内容	流域下水道指定管理者との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明	指定管理者制度により、終末処理場の施設・設備の保守管理、修繕、水質検査、諸設備の運転管理等を実施する。 (1) 指定管理者 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 (2) 指定期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日(5年間) (3) 指定管理料の額(H31～H35) 総額 2,490,406千円 <年度別内訳(債務負担行為限度額)>							
	平成31年度		498,618千円					
	平成32年度		501,257千円					
	平成33年度		498,507千円					
	平成34年度		498,202千円					
	平成35年度		493,822千円					
	総額		2,490,406千円					

平成31年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

1目 元金

水環境保全課 (内線: 7400)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
元金	81,759	80,196	1,563			81,759		
トータルコスト	81,759千円 (前年度 80,196千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の元金償還を行う。								

2款 公債費

1項 公債費

2目 利子

水環境保全課 (内線: 7400)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
利子	23,560	25,509	△1,949			23,560		
トータルコスト	23,560千円 (前年度 25,509千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	利子支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の利子償還を行う。								

平成31年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

3款 一般会計繰出金

1項 一般会計繰出金

水環境保全課 (内線: 7400)

1目 一般会計繰出金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰越金) 繰入金	
(新) 一般会計繰出金	69,233	0	69,233			69,233	
トータルコスト	69,233千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.0人]						
主な業務内容	特別会計余剰分の一般会計への繰出						
工程表の政策目標(指標)	-						

事業内容の説明

天神川流域関係市町から徴収する平成30年度負担金のうち、資本費回収分に生じる余剰分について、一般会計に繰り出す。

区分	金額(円)
H30市町負担金収入 (A) (資本費回収分)	(想定) 175,000,000 (7,000,000m ³ ×25円)
H30元利償還金 (B)	105,767,403
元金	80,195,886
利子	25,571,517
一般会計繰出金 (A) - (B)	69,232,597

【(参考) 天神川流域下水道事業特別会計の財源の考え方】

市町負担金(歳入) A	用途(歳出) C	剰余金が生じた場合 A > C	不足する場合 A < C
資本費回収分	公債費に充当	一般会計へ繰出	一般会計から繰入

※資本費回収分が不足する場合は一般会計から繰り入れる一方、余剰が生じる場合は一般会計に繰出を行う取扱いとしている。

平成31年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

、 節	天神川流域下水道事業特別会計合計						
	1款 流域下水道事業費						
	1項 流域下水道建設事業費				2項 流域下水道管理事業費		
			1目 建設事業費		1目 管理運営費		2目 業務費
1 報酬							
2 給料	7,644	7,644			7,644	7,644	
3 職員手当等	3,826	3,826			3,826	3,826	
4 共済費	2,618	2,618			2,618	2,618	
8 報償費							
9 旅費	1,020	1,020	480	480	540	540	
費用弁償							
普通旅費	1,020	1,020	480	480	540	540	
特別旅費							
10 交際費							
11 需用費	1,320	1,320	720	720	600	600	
12 役務費	1,830	1,830	1,010	1,010	820	820	
13 委託料	595,498	595,498	64,000	64,000	531,498	35,084	496,414
14 使用料及び賃借料	2,268	2,268	1,420	1,420	848	848	
15 工事請負費	818,500	818,500	811,500	811,500	7,000	7,000	
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	2,587	2,587			2,587	2,587	
19 負担金、補助及び交付金	445	445			445	445	
20 扶助費							
21 貸付金							
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料	105,319						
24 投資及び出資金							
25 積立金							
26 寄付金							
27 公課費	8,200	8,200			8,200	8,200	
28 繰出金	69,233						
予備費							
計	1,620,308	1,445,756	879,130	879,130	566,626	70,212	496,414
財 源 内 訳	国庫支出金	506,000	506,000	506,000	506,000		
	地方債	204,000	204,000	173,000	173,000	31,000	31,000
	その他	894,928	720,376	184,750	184,750	535,626	39,212
	繰入金	15,380	15,380	15,380	15,380		

(単位:千円)

節	款 項 目	天神川流域下水道事業						
		2款 公債費				3款 一般会計繰出金		
		1項 公債費				1項 一般会計繰出金		
		1目	2目			1目		
		元 金	利 子			一般会計繰出金		
1	報 酬							
2	給 料							
3	職員手当等							
4	共 済 費							
8	報 償 費							
9	旅 費							
	費用弁償							
	普通旅費							
	特別旅費							
10	交 際 費							
11	需 用 費							
12	役 務 費							
13	委 託 料							
14	使用料及び賃借料							
15	工 事 請 負 費							
16	原 材 料 費							
17	公有財産購入費							
18	備 品 購 入 費							
19	負担金、補助及び交付金							
20	扶 助 費							
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料	105,319	105,319	81,759	23,560			
24	投資及び出資金							
25	積 立 金							
26	寄 付 金							
27	公 課 費							
28	繰 出 金					69,233	69,233	69,233
	予 備 費							
	計	105,319	105,319	81,759	23,560	69,233	69,233	69,233
財 源 内 訳	国庫支出金							
	地方債							
	そ の 他	105,319	105,319	81,759	23,560	69,233	69,233	69,233
	繰 入 金							

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1款 流域下水道事業費		
2項 流域下水道管理事業費		
1目 管理運営費		
	給 料・一般職員	2人
	負担金、補助及び交付金・日本下水道協会会費	445
2款 公債費		
1項 公債費		
1目 元金		
	償還金、利子及び割引料・地方債元金償還金	81,759
2目 利子		
	償還金、利子及び割引料・地方債利子償還金	23,560

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分以外)

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			繰入金 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成31年度 汚泥脱水設備改築工事	140,000			平成32年度	140,000	92,000	24,000	24,000		
平成31年度 受変電設備改築工事	166,000			平成32年度	166,000	109,666	27,000	28,167		1,167
平成31年度 ストックマネジメント計画策定業務 委託	41,000			平成32年度	41,000	20,500		10,250		10,250
平成31年度 流量計遠方監視システム保守点 検業務委託	2,588			平成32年度から 平成35年度まで	2,588			2,588		

当該年度提出に係る分(消費税率変更分)

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			繰入金	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成31年度 公営企業会計システム保守委託	240			平成32年度から 平成35年度まで	240			240		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	繰入金			
	千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円	千円
平成30年度 天神川流域下水道指定管理料	2,490,406			平成31年度から 平成35年度まで	2,490,406			2,490,406		
平成30年度 公営企業会計システム保守委託	16,185			平成31年度から 平成35年度まで	16,185			16,185		

給 与 費 明 細 書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計		備考			
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)		勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)		管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
本年度	2	7,644	3,688	11,332	0	134	1,702	1,090	194	166	0	0	146	0
前年度	2	7,652	3,712	11,364	0	134	1,702	1,086	222	156	0	0	146	0
比較	0	△ 8	△ 24	△ 32	0	0	0	4	△ 28	10	0	0	0	△ 130
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)		
	本年度	240	0	134	1,702	1,090	194	166	0	0	146	0		
	前年度	246	0	134	1,702	1,086	222	156	0	0	146	0		
比較	△ 6	0	0	0	0	4	△ 28	10	0	0	0	0		
区分	管理職特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)					
本年度	2	0	0	0	0	0	0	14	0					
前年度	2	0	0	0	0	0	0	18	0					
比較	0	0	0	0	0	0	0	△ 4	0					

※職員数欄()書は、予算定数外で外数

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	明 (千円)	備考
給料	△ 8	0 昇給に伴う増加分	0 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	92	平均昇給率 1.08% (昇給期) (人数) 4月 2人
		2 その他の増減分	△ 8 (1) 新陳代謝等に係る減分	△ 8	
職員手当	△ 24	△ 24 1 その他の増減分	△ 24 (1) その他	△ 24	

(8) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行	政	職
平成31年1月1日現在	平均給料月額(円)	311,500		
	平均給与月額(円)	488,163		
	平均年齢(歳)	42.00		
平成30年1月1日現在	平均給料月額(円)	307,350		
	平均給与月額(円)	377,767		
	平均年齢(歳)	41.00		

イ 初任給

区	分	行	政	職
高	校	卒		
	卒	152,000		
大	学	卒		
	卒	186,400		
国の制度	高	校	卒	148,600
	大	学	卒	180,700

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級 別	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成31年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成30年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和28年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工界給		分		行	政	職	
本 年 度	職	員	数 (A) (人)			2	
	昇	給に	係る	職	員	数 (B) (人)	2
			1号給	(人)		1	
			2号給	(人)			
			3号給	(人)			
			4号給	(人)		1	
			6号給	(人)			
	比		率	(B)/(A)	(%)		100.0
	前 年 度	職	員	数 (A) (人)			2
		昇	給に	係る	職	員	数 (B) (人)
		1号給	(人)				
		2号給	(人)		1		
		3号給	(人)				
		4号給	(人)		1		
		6号給	(人)				
比		率	(B)/(A)	(%)		100.0	

才 期末手当・勤続手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 階 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
本 年 度	1. 93	2. 07	4. 0	有	
前 年 度	1. 93	2. 07	4. 0	有	
国 の 制 度	2. 225	2. 225	4. 45	有	

カ 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

区 分	2 0 年 勤 続 の 者 (月分)	2 5 年 勤 続 の 者 (月分)	3 5 年 勤 続 の 者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24. 5869	33. 2708	47. 7090	47. 7090	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24. 5869	33. 2708	47. 7090	47. 7090	定年前早期退職特例措置(1~45%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区	分	因の程度との異同	差異の	内	容
扶	養	同	同		
地	域	異	な		支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住	居	同	同		
通	勤	異	な		自動車等使用者の手当額（通勤距離に依り、1,600円～50,100円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金等の2/3を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
天神川流域下水道事業債	1,393,502	1,441,706	204,000	81,759	1,563,947
合 計	1,393,502	1,441,706	204,000	81,759	1,563,947

条 例 名 等	鳥取県基金条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県地域環境保全基金について、取り崩して必要な経費の財源に充てられるよう処分事由を設定する。</p> <p>2 概 要 鳥取県地域環境保全基金は、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときに処分できることとする。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、平成31年4月1日とする。</p> <p>【参考】</p> <p>1. 鳥取県地域環境保全基金の概要</p> <p>○基金の目的 県民に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、展開することにより本県における環境保全を図るため、「鳥取県地域環境保全基金」を設置。 ※設置年月日：平成2年3月30日</p> <p>○基金の額 4億200万円 ・当初：4億円(財源：国1/2「地域環境保全対策費補助金」、県1/2) ・追加：200万円(財源：寄付(社)鳥取県宅地建物取引業協会(平成20年12月26日))</p> <p>○運用形態 果実運用型(資金を積み立て、その運用益を財源に充当)</p> <p>2. 改正の背景 国は、平成26年10月22日改正政令等の公布(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「基金造成費補助金等の活用に関する指針」)により国費の適正かつ効率的な使用の観点から、基金造成費補助金等の活用方法について、不断の見直しを求めている。</p> <p>環境省は「地域環境保全基金」について見直しを行い、平成30年1月24日付けで基金を設置した全ての自治体へ以下について通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金事業の終了する時期の設定(最長平成40年3月31日まで) ・基金事業が終了するまで実施計画書の作成

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
(設置) 第2条 略 2～5 略 別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					(設置) 第2条 略 2～5 略 別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
7 鳥取県地域環境保全基金	地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域の環境保全を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。	7 鳥取県地域環境保全基金	地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
略					略				

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)			
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、医薬品等の規格試験等に係る手数料の額を見直す等所要の改正を行う。			
	2 概 要 次のとおり試験及び検査に係る手数料の額を引き上げる。			
	区分	単位	改正前	改正後
	ア 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験 (ア) 規格試験 a 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの b a以外のもの	1件につき 1件につき	16,563円 37,571円	16,600円 37,900円
	(イ) 成分試験 a 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの b 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの c a及びb以外のもの	1成分につき 1成分につき 1成分につき	5,053円 13,198円 23,523円	5,100円 13,200円 23,600円
	イ ウイルス検査 (分離同定検査)	1種目につき	16,206円	16,400円
	3 施行期日 施行期日は、平成31年10月1日とする。			

鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第7条関係）			別表第2（第7条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
1 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験			1 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験		
(1) 規格試験			(1) 規格試験		
ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1件につき	<u>16,600円</u>	ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1件につき	<u>16,563円</u>
イ その他のもの	1件につき	<u>37,900円</u>	イ その他のもの	1件につき	<u>37,571円</u>
(2) 成分試験			(2) 成分試験		
ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	<u>5,100円</u>	ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	<u>5,053円</u>
イ 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	<u>13,200円</u>	イ 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	<u>13,198円</u>
ウ その他のもの	1成分につき	<u>23,600円</u>	ウ その他のもの	1成分につき	<u>23,523円</u>
2 ウイルス検査			2 ウイルス検査		
分離同定検査	1種目につき	<u>16,400円</u>	分離同定検査	1種目につき	<u>16,206円</u>
略			略		

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 （鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例）
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 消費税法の一部が改正され、消費税の税率が10パーセント（現行 8パーセント）に引き上げられることに伴い、消費税が課される土地の使用に係る使用料について、増税額に相当する額の引き上げを行う。 2 概 要 消費税が課される土地の使用に係る使用料について、増税額に相当する額の引き上げを行う。 3 施行期日 施行期日は、平成31年10月1日とする。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第5（第14条関係）					別表第5（第14条関係）				
区分	使用料				区分	使用料			
	単位	金額		非課税とされる公園施設の設置等		金額	非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等	
非課税とされる公園施設の設置等		非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等	非課税とされる公園施設の設置等		非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等				
法第5条	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,155円</u>	法第5条	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,134円</u>
第1項の許可	公園施設の管理	略			1項の許可	公園施設の管理	略		
	その他の場合	1平方メートルにつき1月		<u>1,380円</u>		その他の場合	1平方メートルにつき1月		<u>1,360円</u>
法第6条第1項	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1本につき1年	1,500円	<u>1,650円</u>	法第6条第1項	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1本につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>
又	送電塔	1平方メートルにつき1年	900円	<u>990円</u>	又	送電塔	1平方メートルにつき1年	900円	<u>972円</u>
は	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	75円	<u>82円</u>	は	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	75円	<u>81円</u>
		1メートルにつき1年					1メートルにつき1年		
		外径が0.15メートル未満のもの	110円	<u>121円</u>			外径が0.15メートル未満のもの	110円	<u>118円</u>
		1メートルにつき1年					1メートルにつき1年		
		外径が0.15メートルに	150円	<u>165円</u>			外径が0.15メートルに	150円	<u>162円</u>

トル以上 0.2メートル未満のもの	つき1年		
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	300円	<u>330円</u>
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	760円	<u>836円</u>
外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	1,370円	<u>1,507円</u>
ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	<u>3,707円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき1年	460円	<u>506円</u>
公衆電話所	1個につき1年	1,500円	<u>1,650円</u>
略			
標識	1本につき1年	1,500円	<u>1,650円</u>
その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,155円</u>
略			
略			

備考 略

トル以上 0.2メートル未満のもの	つき1年		
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	300円	<u>324円</u>
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	760円	<u>820円</u>
外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	1,370円	<u>1,479円</u>
ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	<u>3,639円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき1年	460円	<u>496円</u>
公衆電話所	1個につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>
略			
標識	1本につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>
その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,134円</u>
略			
略			

備考 略

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (鳥取県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例)											
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、公衆浴場の営業許可に係る手数料の額を見直す。											
	2 概 要 次のとおり手数料の額を引き上げる。											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">単 位</th> <th style="width: 20%;">改正前</th> <th style="width: 30%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公衆浴場の営業許可</td> <td>1件につき</td> <td>22,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位	改正前	改正後	公衆浴場の営業許可	1件につき	22,000円	23,000円
区 分	単 位	改正前	改正後									
公衆浴場の営業許可	1件につき	22,000円	23,000円									
	3 施行期日 施行期日は、平成31年10月1日とする。											

鳥取県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第7条 法第2条第1項の許可については、1件につき <u>23,000円</u> の手数料を徴収する。	(手数料の徴収) 第7条 法第2条第1項の許可については、1件につき <u>22,000円</u> の手数料を徴収する。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

条例名等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例)																																																											
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、飲食店営業等の許可に係る手数料の額を見直す。</p> <p>2 概要 次のとおり手数料の額を引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>喫茶店営業</td> <td>1件につき</td> <td>10,500円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>菓子製造業</td> <td>1件につき</td> <td>15,400円</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>あん類製造業</td> <td>1件につき</td> <td>15,400円</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>アイスクリーム類製造業</td> <td>1件につき</td> <td>15,400円</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>集乳業</td> <td>1件につき</td> <td>10,500円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>乳類販売業</td> <td>1件につき</td> <td>10,500円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>食肉販売業</td> <td>1件につき</td> <td>10,500円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>魚介類販売業</td> <td>1件につき</td> <td>10,500円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>乳酸菌飲料製造業</td> <td>1件につき</td> <td>15,400円</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>冰雪販売業</td> <td>1件につき</td> <td>15,400円</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>豆腐製造業</td> <td>1件につき</td> <td>15,400円</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>納豆製造業</td> <td>1件につき</td> <td>15,400円</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>めん類製造業</td> <td>1件につき</td> <td>15,400円</td> <td>15,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 施行期日は、平成31年10月1日とする。</p>				区 分	単 位	改正前	改正後	喫茶店営業	1件につき	10,500円	11,500円	菓子製造業	1件につき	15,400円	15,700円	あん類製造業	1件につき	15,400円	15,700円	アイスクリーム類製造業	1件につき	15,400円	15,700円	集乳業	1件につき	10,500円	11,500円	乳類販売業	1件につき	10,500円	11,500円	食肉販売業	1件につき	10,500円	11,500円	魚介類販売業	1件につき	10,500円	11,500円	乳酸菌飲料製造業	1件につき	15,400円	15,700円	冰雪販売業	1件につき	15,400円	15,700円	豆腐製造業	1件につき	15,400円	15,700円	納豆製造業	1件につき	15,400円	15,700円	めん類製造業	1件につき	15,400円	15,700円
区 分	単 位	改正前	改正後																																																									
喫茶店営業	1件につき	10,500円	11,500円																																																									
菓子製造業	1件につき	15,400円	15,700円																																																									
あん類製造業	1件につき	15,400円	15,700円																																																									
アイスクリーム類製造業	1件につき	15,400円	15,700円																																																									
集乳業	1件につき	10,500円	11,500円																																																									
乳類販売業	1件につき	10,500円	11,500円																																																									
食肉販売業	1件につき	10,500円	11,500円																																																									
魚介類販売業	1件につき	10,500円	11,500円																																																									
乳酸菌飲料製造業	1件につき	15,400円	15,700円																																																									
冰雪販売業	1件につき	15,400円	15,700円																																																									
豆腐製造業	1件につき	15,400円	15,700円																																																									
納豆製造業	1件につき	15,400円	15,700円																																																									
めん類製造業	1件につき	15,400円	15,700円																																																									

鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第6条関係）	別表第3（第6条関係）
(1) 略	(1) 略
(2) 喫茶店営業 1件につき <u>11,500円</u>	(2) 喫茶店営業 1件につき <u>10,500円</u>
(3) 菓子製造業 1件につき <u>15,700円</u>	(3) 菓子製造業 1件につき <u>15,400円</u>
(4) あん類製造業 1件につき <u>15,700円</u>	(4) あん類製造業 1件につき <u>15,400円</u>
(5) アイスクリーム類製造業 1件につき <u>15,700円</u>	(5) アイスクリーム類製造業 1件につき <u>15,400円</u>
(6)～(8) 略	(6)～(8) 略
(9) 集乳業 1件につき <u>11,500円</u>	(9) 集乳業 1件につき <u>10,500円</u>
(10) 乳類販売業 1件につき <u>11,500円</u>	(10) 乳類販売業 1件につき <u>10,500円</u>
(11) 略	(11) 略
(12) 食肉販売業 1件につき <u>11,500円</u>	(12) 食肉販売業 1件につき <u>10,500円</u>
(13) 略	(13) 略
(14) 魚介類販売業 1件につき <u>11,500円</u>	(14) 魚介類販売業 1件につき <u>10,500円</u>
(15)～(19) 略	(15)～(19) 略
(20) 乳酸菌飲料製造業 1件につき <u>15,700円</u>	(20) 乳酸菌飲料製造業 1件につき <u>15,400円</u>
(21) 略	(21) 略
(22) 氷雪販売業 1件につき <u>15,700円</u>	(22) 氷雪販売業 1件につき <u>15,400円</u>
(23)～(28) 略	(23)～(28) 略
(29) 豆腐製造業 1件につき <u>15,700円</u>	(29) 豆腐製造業 1件につき <u>15,400円</u>
(30) 納豆製造業 1件につき <u>15,700円</u>	(30) 納豆製造業 1件につき <u>15,400円</u>
(31) めん類製造業 1件につき <u>15,700円</u>	(31) めん類製造業 1件につき <u>15,400円</u>
(32)～(34) 略	(32)～(34) 略

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 （鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例）			
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、温泉をゆう出させる目的の土地の掘削の許可等に係る手数料の額を見直す。			
	2 概 要 次のとおり手数料の額を引き上げる。			
	区 分	単 位	改正前	改正後
	温泉をゆう出させる目的の土地の掘削の許可	1件につき	120,000円	127,000円
	温泉のゆう出路の増掘又は温泉のゆう出量を増加させるための動力の装置の許可	1件につき	110,000円	120,000円
	クリーニング師の免許	1件につき	5,600円	5,700円
	クリーニング師免許証の再交付	1件につき	3,400円	3,500円
	3 施行期日 施行期日は、平成31年10月1日とする。			

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(92の9) 略</p> <p>(93) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可 1件につき <u>127,000円</u></p> <p>(93の2)・(93の3) 略</p> <p>(94) 温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき <u>120,000円</u></p> <p>(94の2)～(96) 略</p> <p>(97) クリーニング業法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許 1件につき <u>5,700円</u></p> <p>(98)・(99) 略</p> <p>(100) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付 1件につき <u>3,500円</u></p> <p>(101)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(92の9) 略</p> <p>(93) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可 1件につき <u>120,000円</u></p> <p>(93の2)・(93の3) 略</p> <p>(94) 温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき <u>110,000円</u></p> <p>(94の2)～(96) 略</p> <p>(97) クリーニング業法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許 1件につき <u>5,600円</u></p> <p>(98)・(99) 略</p> <p>(100) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付 1件につき <u>3,400円</u></p> <p>(101)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

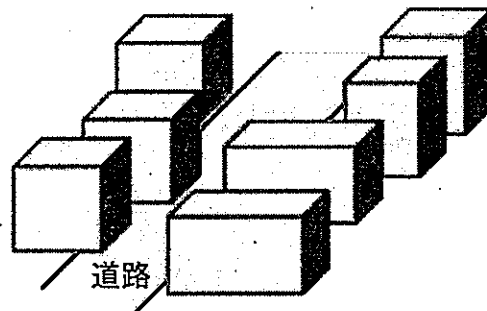
この条例は、平成31年10月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例)		
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 建築基準法の一部改正に伴い、新たに行う事務について手数料の額を定める。 2 概 要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。		
	事務の区分	単位	金額
	①用途地域内において、既に用途規制特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転についての特例許可	1件につき	110,000円
	②用途地域内において、日常生活に必要な政令で定める建築物で騒音又は振動の発生その他の事象による居住環境の悪化の防止をするために必要な省令で定める措置が講じられている建築物の特例許可	1件につき	140,000円
	③特定行政庁等が指定した壁面線を超えない建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合の建ぺい率の限度を超えることのできる許可	1件につき	33,000円
	④国際的な規模の会議又は競技会に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障なく、かつ、公益上やむないと認める場合で、1年を超えて使用上必要と認める期間使用する場合の許可	1件につき	160,000円
	⑤建築物の用途の変更に伴い現行基準に適合させるための工事を段階的に行うことの認可	1件につき	27,000円
	⑥建築物の用途を変更して興行場等(興行場、博覧会建築物、店舗等)とする場合、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、1年以内の期間で建築物を使用する場合の許可	1件につき	120,000円
	⑦建築物の用途を変更して特別興行場等(国際的な規模の会議場又は競技会に供する等の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある興行場等)する場合、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむないと認める場合で1年を超える期間で建築物を使用する場合の許可	1件につき	160,000円
	(2) その他所要の規定の整備を行う。		
	3 施行期日 施行期日は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日とする。 (平成31年6月下旬施行予定)		
	4 建築基準法の一部改正の概要		
	区分	改正の概要	
	①②	【現行】用途地域内で用途規制に適合しない建物を建築(新築、増築、改築)する場合、特定行政庁による許可を受ける必要があり、特定行政庁が許可をする際には、利害関係者の意見聴取及び建築審査会の同意が必要であった。 【改正後】①許可を受けて建築した建物について政令(平成31年6月施行予定)に定める増築、改築等を行う場合は利害関係者の意見聴取と建築審査会の同意を不要とする許可手続きが定められた。 ②政令(平成31年6月施行予定)で定める日常生活に必要な建物で騒音又は振動対策など住環境の悪化を防止する措置が講じられているものを建築する場合に建築審査会の同意を不要とする許可手続きが定められた。	

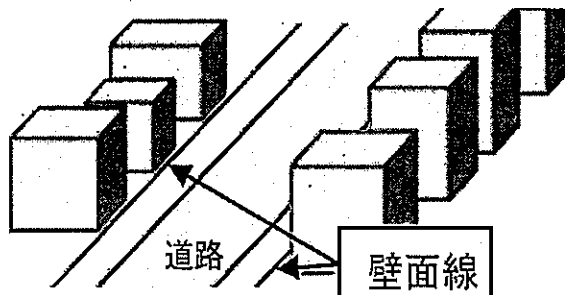
③	<p>【現行】道路に面して連続した開放空間を確保するために、特定行政庁は前面道路の境界線から外壁面の位置を後退させる位置を定める壁面線を指定できる。</p> <p>【改正後】特定行政庁が壁面線を指定した場合で、防火上、安全上及び衛生上支障がないと認め、許可した範囲内において建築物の建ぺい率を緩和できる。</p>
④	<p>【現行】仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗などの仮設建築物は、1年以内の期間を定めて建築を許可していた。</p> <p>【改正後】オリンピックなど国際的な競技会では2～3年前から仮設観覧施設を設ける必要があるため、1年を超えて使用する必要がある特別興行場等（国際的な規模の競技場、会議場）の仮設建築物は建築審査会の同意を得て建築を許可することが可能になり、許可を受けることで法に定める技術基準の一部が適用除外となった。</p>
⑤	<p>【現行】用途変更を行う場合には、用途変更時に直ちに現行基準に適合させるための改修工事を行う必要があった。</p> <p>【改正後】全体計画（段階的に現行基準に適合させるための改修工事計画）を作成し特定行政庁の認定を受けた場合は、段階的・計画的な改修工事を行うことが可能になった。</p>
⑥⑦	<p>【現行】仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗などの仮設建築物は、新たに建築（新築、増築、改築、移転）する場合に限定して建築を許可していた。（許可を受けた場合は技術基準の一部を適用除外）</p> <p>【改正後】⑥既存建築物の用途を変更して仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗などの仮設建築物とする場合も許可の対象となった。（許可を受けた場合は新たに建築する場合と同様に技術基準の一部を適用除外）</p> <p>⑦既存建築物の用途を変更して1年を超えて使用する必要がある特別興行場等の仮設建築物とする場合も建築審査会の同意を得て許可の対象となった。（許可を受けた場合は新たに建築する場合と同様に技術基準の一部を適用除外）</p>

<③の壁面線のイメージ>

指定前



指定後



鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）	
事務	金額	事務	金額
略		略	
2 <u>法第87条</u> の4において準用する 法第6条第1項の規定 に基づく建築設備の 確認	略	2 法第87条 の2において準用する 法第6条第1項の規定 に基づく建築設備の 確認	略
略		略	
5 <u>法第87条</u> の4において準用する 法第6条第1項の規定 に基づく建築設備の 検査	略	5 <u>法第87条</u> の2において準用する 法第6条第1項の規定 に基づく建築設備の 検査	略
13 法第48条 第1項ただし書、第2 項ただし書、第3項 ただし書、第4項た だし書、第5項た だし書、第6項 ただし書、第7項た だし書、第8項た だし書、第9項 ただし書、第10項た だし書、第11	1件につき 180,000円	13 法第48条 第1項ただし書、第2 項ただし書、第3項 ただし書、第4項た だし書、第5項た だし書、第6項 ただし書、第7項た だし書、第8項た だし書、第9項 ただし書、第10項た だし書、第11	1件につき 180,000円

項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	
13の2 法第48条第16項第1号の規定に基づく許可	1件につき110,000円
13の3 法第48条第16項第2号の規定に基づく許可	1件につき140,000円
略	
15の2 法第53条第4項に基づく許可	1件につき33,000円
15の3 法第53条第5項に基づく許可	1件につき33,000円
16 法第53条第6項第3号の規定に基づく許可	1件につき33,000円
略	
32 法第85条第5項に基づく許可	1件につき120,000円
32の2 法第	1件につき160,000円

項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	
略	
15の2 法第53条第4項に基づく許可	1件につき33,000円
16 法第53条第5項第3号の規定に基づく許可	1件につき33,000円
略	
32 法第85条第5項に基づく許可	1件につき120,000円

85条第6項 の規定に基 づく許可			
略		略	
38 法第86条 の8第1項 又は第3項 の規定に基 づく認定	1件につき 27,000円	38 法第86条 の8第1項 又は第3項 の規定に基 づく認定	1件につき 27,000円
39 法第87条 の2第1項 の規定に基 づく認定	1件につき27,000円		
40 法第87条 の3第5項 の規定に基 づく認定	1件につき120,000円		
41 法第87条 の3第6項 の規定に基 づく許可	1件につき160,000円		
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を市町村に移譲する。</p> <p>2 概要 環境大臣が定める特定動物の飼養又は保管の方法の細目に基づく事務を鳥取市に移譲する。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、平成31年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
19の13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 略	鳥取市	19の13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 略	鳥取市
19の14 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第20条第4号に規定する環境大臣の定めに基づく事務	鳥取市		
<u>19の15</u> 略		<u>19の14</u> 略	
<u>19の16</u> 略		<u>19の15</u> 略	
<u>19の17</u> 略		<u>19の16</u> 略	
<u>19の18</u> 略		<u>19の17</u> 略	
<u>19の19</u> 略		<u>19の18</u> 略	
<u>19の20</u> 略		<u>19の19</u> 略	
<u>19の21</u> 略		<u>19の20</u> 略	
<u>19の22</u> 略		<u>19の21</u> 略	
<u>19の23</u> 略		<u>19の22</u> 略	
<u>19の24</u> 略		<u>19の23</u> 略	
<u>19の25</u> 略		<u>19の24</u> 略	
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表19の14の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

条例名等

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

建築確認申請の事前に行われる、がけ付近における建築物の建築許可手続等について、手続の重複を解消するなど建築主の負担を軽減するため、所要の改正を行う。

2 概要

(1) 次に掲げる場合においては、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可を不要とする。

ア 建築物の敷地について、急傾斜地崩壊防止工事の施工により当該災害危険区域の指定の理由となった危険が除去されている場合

イ 建築物を建築基準法施行令（以下「施行令」という。）第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書に規定する塀等を設けることにより当該災害危険区域の指定の理由となった危険に対応する場合

(2) 次に掲げる場合においては、がけ付近における建築物の建築の認定を不要とする。

ア 当該がけについて、急傾斜地崩壊防止工事が施工されている場合

イ 施行令第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書に規定する塀等を設けた場合

(3) 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可は、特定行政庁が行うこととする。

3 施行期日等

(1) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

(2) 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例について、2の(2)に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 所要の経過措置を講ずる。

4 改正の背景

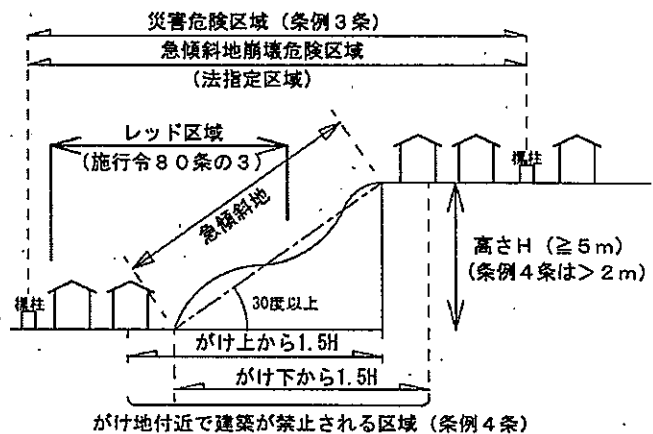
・がけ付近では、鳥取県建築基準法施行条例（以下「条例」という。）第3条による災害危険区域の建築制限、条例第4条によるがけ地の建築制限及び施行令第80条の3による土砂災害特別警戒区域（以下「レッド区域」という。）の構造制限の3つの規制があり、建築許可等の手続きが重複して必要となる場合があるため、建築主の負担になっている。

・災害危険区域では、既に急傾斜地崩壊防止工事が完了し、安全上支障がない場合でも一律に条例第3条による建築許可を求めており、手続きが形骸化している。

・災害危険区域が4市（特定行政庁）の区域にある場合は、県に建築許可申請をした後、建築確認申請を4市に行う必要があるため、二重審査となり手続きに期間を要している。

<がけ付近の規制>

- ・災害危険区域の建築制限（条例3条）
急傾斜地崩壊危険区域の指定時に同範囲を指定
- ・がけ地の建築制限（条例4条）
高さ2mを超える全てのがけが対象（災害危険区域内を除く）
- ・レッド区域の構造制限（施行令第80条の3）
レッド区域内に建築する場合に構造制限が適用

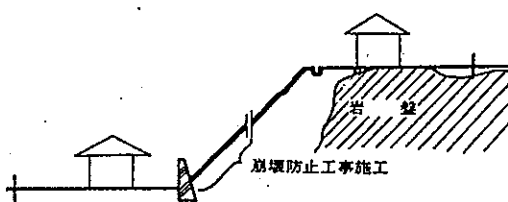
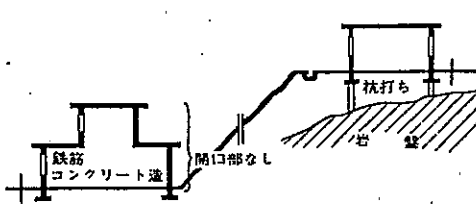


5 かけ地の規制の概要と現行・見直し後の手続き (□・・・簡素化する手続き)

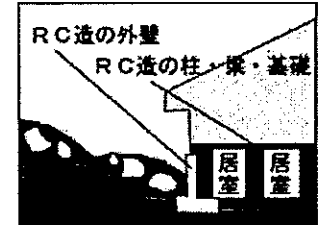
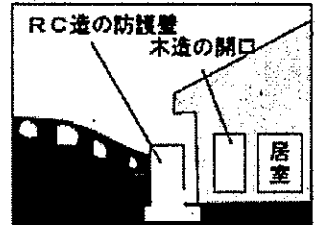
区 域	規制の概要	対応区分	現 行	見直し後
災害危険区域 (条例第3条) ※急傾斜地崩壊 危険区域を 指定	区域内で住居の用に供する 建築物の建築禁止	急傾斜地崩壊防止工事が施工済 みの区域内のもの	建築許可必要 許可時に施工済を 確認	建築許可不要 建築確認時に施工済 を確認
		レッド区域内にあるもの	建築許可必要 許可時、建築確認 時に構造を審査	建築許可不要 建築確認時に構造を 審査
		上記以外	建築許可必要	建築許可必要 (特定行政庁へ移管)
かけ地付近 (条例第4条) ※災害危険区域 の規制を受 ける場合を 除く	高さ2mを超えるがけの次 の区域で建築物の建築禁止 ①がけの上に建築する場合 はがけの下端からの水平距 離ががけの高さの1.5倍以 内の区域 ②がけの下に建築する場合 はがけの上端からの水平距 離ががけの高さの1.5倍以 内の区域	急傾斜地崩壊防止工事が施工済 みの区域内のもの	ただし書認定必要 認定時に施工済を 確認	ただし書認定不要 建築確認時に施工済 を確認
		レッド区域内にあるもの	ただし書認定必要 認定時、建築確認 時に構造を審査	ただし書認定不要 建築確認時に構造を 審査
		擁壁を設置した場合、特定行政 庁が安全上支障がないと認めた 場合	ただし書認定必要 建築確認時に審査	現行のまま
レッド区域 (施行令第80条 の3)	区域内で居室のある建築物 を建築する場合は土砂、土 石流で作用する衝撃に対し て安全な構造とする。		建築確認時に構造 を審査	現行のまま

(参考) 災害危険区域の許可基準及びがけ地の認可基準とレッド区域の構造基準との比較

1) 災害危険区域の許可基準及びがけ地の許可基準による安全対策

①急傾斜地崩壊防止工事施工済		急傾斜地崩壊防止工事が完了したものは許可 →施工済が確認できれば許可しており、申請 を求める必要性が薄い (改正) 許可申請を不要とする
②建物構造の強化		土砂崩れ等による衝撃に耐えられる構造である ものは許可 →レッド区域の構造基準に適合するものは許 可している (改正) レッド区域の構造基準適合する場合、 許可申請を不要とし、建築確認で審査

2) レッド区域の構造基準による安全対策

 <p>鉄筋コンクリート造の外壁 等を設ける。</p>	 <p>防護壁を新たに設ける。</p>	土砂崩れによる衝撃に耐えられる構造とすること が必要 →別途の許可申請を要することなく、建築確 認において審査
--	--	--

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害危険区域内における建築の制限)</p> <p>第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 建築物の敷地について、急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事をいう。以下同じ。）の施工により当該災害危険区域の指定の理由となった危険への対策が行われている場合</u></p> <p><u>(2) 建築物を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書の場合に該当することにより当該災害危険区域の指定の理由となった危険に対応する場合</u></p> <p><u>(3) その他特定行政庁（法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合</u></p> <p>(がけ付近の建築物)</p> <p>第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</u></p> <p><u>(1). 当該がけについて、急傾斜地崩壊防止工事が</u></p>	<p>(災害危険区域内における建築の制限)</p> <p>第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、<u>知事が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(がけ付近の建築物)</p> <p>第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。<u>ただし、特定行政庁（法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>

<p>施工されている場合</p> <p>(2) 建築物を建築基準法施行令第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書の場合に該当する場合</p> <p>(3) その他特定行政庁が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認定した場合</p>	
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)
- 2 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条第1項各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		<p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条第1項各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	略	略		<p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		<p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	略	略	
略													
<p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条第1項各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	略												
略													
略													
<p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	略												
略													

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に行った改正前の鳥取県建築基準法施行条例第3条ただし書の許可又は同条例第4条ただし書の認定の申請に係る建築物の建築については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。